

第39回 神奈川県障害福祉職員実践報告会 報告集



第39回 神奈川県障害福祉職員実践報告会実行委員会 編

第39回 神奈川県障害福祉職員実践報告会実施要領

1 目的

各障害福祉施設・事業所で行われている日々の実践を報告することにより、障害福祉事業所職員の支援技術の向上を図り、もって障害福祉に寄与することを目的に開催する。

2 主催

一般社団法人神奈川県知的障害施設団体連合会

3 共催

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

4 協力団体

神奈川県民間知的障害施設協同会

神奈川県身体障害施設協会

特定非営利活動法人神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会

5 後援

神奈川県 横浜市健康福祉局 川崎市 相模原市

6 日時

令和6年12月21日（土）10:00～16:00

7 会場

神奈川県社会福祉センター 3F・4F・6F

横浜市神奈川区反町3丁目17-2

8 参加費用 1,000円 学生は無料

9 内容及び日程

テーマ「^{ひら}ともに拓く ^{つく}ともに創る ^いともに生きる ～ ところをつなぐ支援 ～ 」

9:30	受付開始
10:00	開会・主催者あいさつ
10:15	第1部 基調講演／又村 あおい氏
12:00	休憩
13:00	第2部 分科会『実践報告（7部会）』
16:00	終了

●分科会内容

第1分科会 「ともに育つ」 (児童発達支援部会)

今、障害児施設は、大きな転換期を迎えています。虐待等社会的養護を背景に持つ子や医療的ケアの必要な子、様々な障害が重複している子、など、施設単独では支援が困難な子どもたちが増えています。施設の支援力を向上させていくことはもちろんですが、それぞれの施設が持っている力、医療機関など様々な専門的な関係機関の力を結集していくことが求められています。私たち自身も多くを学び、子どもたちとともに成長していかなければなりません。当分科会では、各施設での実践から、ともに育つという視点を通して学びを深めていきたいと考えています。

【司会者】坂本 耕一（くるみ学園 児童）

【助言者】三浦 郁夫（あけぼの園）

妹尾 洋之（神奈川県大和綾瀬地域児童相談所）

【報告】① 石灘（訪問部）、飯干（通園部）、時任（心理部）、戸塚（リハビリ部）
伊津野（きつずサポート）（川崎市中央療育センター）

「インクルージョンと機関連携」

② 魚地 晃彦（総合福祉センター弘済学園）

「広汎性発達障害のある高機能な児童への支援」

③ 高橋 修（神奈川県立子ども自立生活支援センター）

「みんなで支える（対応が難しい児童への連携した支援について）」

④ 西本 智輝・竹内 淳平・青木 良太（三浦しらとり園）

「はばたけ！～進路を迎えた児童への向き合いの実践～」

⑤ 小江 慎二・伊藤 静香（精陽学園）

「こども会の取組について～こどもの声を聴くこと～」

第2分科会 「当事者目線の支援を目指して」 (障害者支援施設部会)

今の時を障害者支援施設で生活されている利用者がおられます。

そこで発生する様々な課題に向かって、物理的な生活環境を変えていく努力とともに、私たちは彼らが豊かな生活が送れるよう当事者目線で支援を展開しています。この実践を共有してこれからの入所施設の在り方を考えていきたいと思えます。キーワードは「意思決定支援」「強度行動障害への取り組み」「高齢化対応」「地域連携・地域移行」「豊かな生活の工夫・環境整備」「身体拘束」等です。

【司会者】下山 正明（虹の家）

【座長】赤司 伸吾（七沢学園）

【助言者】秋岡 正充（みずさわ）

【報告】① 武本 勇史・加藤 陽向（みずさわ）

「着る服がないいいいい！～すべて破かれました...～」

② 小林 智・豊田 由美子（津久井やまゆり園）

「意思決定支援の実践によりエンパワメントされるご本人と支援者」

③ 河内 貴樹（七沢学園）

「意思決定支援の礎～経験を積み地域へ～」

④ 木村 創・磯貝 祐輔（三浦しらとり園）

「自立した、目で見えてわかる日課の組み立て（自分で考え可視化する）」

第3分科会 「地域での暮らしを支援するとき、アフターコロナ禍の今、何を問い、何を考えるのか！」本人（利用者）の意思を中心に置いた支援とは…（日中活動支援部会）

コロナ禍前に大切にしてきた「社会参加」「本人中心支援」等の取り組みが、アフターコロナ禍の日中活動支援事業所で、今どうなっていますか。また、令和6年4月の報酬改定時に「障害福祉サービス等の提供に当たっては意思決定支援のガイドライン」を踏まえるよう障害福祉サービスの指定基準に追加されました。まさに、本人（利用者）が納得する地域での暮らしの在り方は、「ポストコロナ・ウィズコロナ」において、人権意識を持った支援者の思考と姿勢に今ゆだねられています。

【司会者】 山崎 颯（パステルファームワーキングセンター）

【座長・進行】森下 浩明（みなと舎ゆう）

【報告】① 八木 千尋（パステルファームワーキングセンター）

「利用者主体の個別支援計画」

② 土屋 朋美（湘南ゆうき村デイセンター）

「利用者が活躍できる環境づくり」

③ 井上 雄太（ネーブル）

「自閉症・強度行動障害者の地域移行と支援チームの働きについて」

第4分科会 「自分らしい働き方を目指す就労支援の実践」（生産活動・就労支援部会）

ご利用者が自分らしく働ける環境を作ること。就労継続支援B型事業所におけるご利用者の特性に応じた作業提供などの取り組みについて報告します。

【司会者】永井 岳治（KFJ多摩はなみずき）

【座長】小清水 翔太（タキオンルミナス）

- 【報 告】① 森下 梢・鳥海 翔悟（タキオンルミナス）
「生産活動を通じた働く意義や目的の形成～経験から
自分の目標を具体化する～」
- ② 中村 公紀（サンメッセしんわ）
「パンでつながる「地域活性」～楽しめてるか！～」
- ③ 佐々木 雅子（ワークショップ・SUN）
「工賃向上に向けた施設外就労の取り組み」

第5分科会 「私が希望する暮らしがしたい」 (地域支援部会)

まちで暮らすことについて、グループホームにとらわれず、在宅、一人暮らしなど「希望する暮らし」の支援に何ができるのか、何があったら「暮らし」がしやすいのか、アイデアを出し検討していきたいと思います。是非工夫や課題を実践報告していただきたいと思います。

【座長・司会】高桑 厚史（偕恵いわまワークスグループホーム）

【助言者】平田 智徳（プレアデスホーム）

- 【報 告】① 飯干 順正・小林 貴大（地域生活支援ステーション カレチ）
「地域生活支援における支援者有志による、協議会設立と協同」
- ② 河内 一茂（慈仁舎グループホーム）
「私が希望する暮らしに向けて、ただいま進行中！」
- ③ 小川 勝保・只埜 美奈子（やまばとグループホーム）
「グループホームにおける看取り支援について」

第6分科会 「相談支援により孤立を防ぐ取組 ～能登被災地支援より～」 (相談支援部会)

能登の被災地支援において、相談支援により「孤立を防ぐ取組」について、被災地支援に行っている方のお話を基に、被災地・被災者の状況や私たちが出来ることを共有していきます。前半に実践報告、後半にシンポジウムを行います。

【司会者】添田 好男（相談支援事業所リノ）

【助言者】濱走 弘之（恵和）

【報 告】「被災地での支援活動報告」

伏見 康一（地域活動支援センター結夢）

佐藤 陽子（障害者就業・生活支援センターぼむ）

市川 歩（サンシティひらつか）

第7分科会 「寄り添うということ（支援対応困難事例）」（支援スタッフ部会）

寄り添うということ。利用者一人ひとりへの寄り添い方は、千差万別です。本分科会は、各事業所の事例報告から、上手くいったこと、上手くいかなかったことを通じてさまざまな寄り添い方があることを知り、『今の事業所の環境や組織として、どう寄り添えるのか』『自分だったらどう寄り添えるか』を考える機会になればと思っています。次世代の福祉を担う皆さんが日々取り組んでいる支援を発表する機会となれば、ということと、一緒にそれぞれの寄り添い方や支援のあり方を共有したいと思います。

【司会者】能條 尚樹（七沢学園）・塚越 健史（つつじ工房）

【座長】鶴岡 秀樹（津久井やまゆり園）

【助言者】武居 光（地域相談支援センターさらん）

【報告】① 平林 奈央子・中里 美保・中山 千代美（紅梅学園）

「ダウン症の高齢化に伴う変化について

～そのひとらしく暮らしていくために～」

② 志賀 昭典・佐々木 美智子（山崎薫風）

「ご利用者の心の声を伝える」

③ 坂井 健二（七沢学園）

「Aさんの意思決定支援の取り組み～チーム会議を重ねて、参加の拡大～」



基調講演『ともに拓く ともに創る ともに生きる』 ～ 意志決定支援と合理的配慮 ～

講師： 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
又村 あおい 氏

お久しぶりの方はご無沙汰しておりますということと、ついこの間会いましたねという方と、混在していますが、よろしく願い致します。サテライト会場の方もよろしく願い致します。たぶんあのカメラだと思います（カメラの場所確認）。よろしく願い致します。



たくさんの方にお集まり頂いた、この実践報告会で基調講演をさせて頂けるというのは今、出縄会長にもご紹介頂いたように、私は生粋の神奈川っ子で。生まれたのが厚木、勤めたのが平塚、住んでるのが今、座間。一時、栄区長尾台、大船に住んでいました。仕事と家に関しては神奈川から一歩も出たことがない人間で、ずっと神奈川で生まれ育った人間です。

今、お話があったように神奈川の平塚市役所というところで 25 年間お仕事をしていました。25 年中、つらつら考えてみると 25 分の 21 年ぐらいは、なんやかんや福祉の仕事をしていまして、保健福祉、医療まで含めると 21 年ですね。私、元々は平塚市民病院の医療事務に配属になって 4 年間仕事して、その後、障害福祉課に異動になるんですね。時は平成 11 年の 4 月に異動しまして、当時まだ措置制度でした。その後、15 年からの支援費制度をやって。ご案内の通り支援費制度はかなり始めからばたついてましたんで、「お前は残れ」と言われて。平成 18 年の障害者自立支援法の施行までやったら、「用済みだから出て行っていい」というふうに言われてですね。なので障害福祉課で措置やって、支援費やって、自立支援法やって異動しました。

異動した先が神奈川県庁です。「神奈川県庁行ってこい」と言われて、何やらされるかと思ったら県の総合計画を作る部署にいきなり回されて。「何が出来ますか？」と言われたから 私は「病院と障害福祉しかやっていません！」と言ったら、「じゃあしょうがない」というので県の、今はちょっと名前変わりましたが、当時、保健福祉部で、その後は「県立病院の担当をやれ」と言われて。さらに後は安全防災も少しやらせてもらいました。それで 2 年間、出向して戻ってきたら企画部署というところに戻りまして、この企画部署に戻った時がちょうど平成 24 年の児童福祉法大改正の時で、障害児通所支援が全部市町村に下りてきた時です。

市町村の企画というのは何をするのが仕事かという、庁内の部局間で揉め事が起こった時に、中に入って「まあまあまあ」とやるのが基本的に仕事なんです。この時も障害児

支援を障害福祉の担当部署でやるのか、子育て支援の担当部署でやるのか、平塚は大揉めに揉めまして。平塚の関係の方も今日一定数いるので、あまり内情は暴露出来ないんですけど。それで結局、「お前知ってるんだからやれ」って言ってその調整を2年くらいかけてやって、結局平塚は子育て支援の担当をして「障害福祉をやれ」といわれてやっているうちに…。内閣府（障害者差別解消法関係・各種検討会委員）へ出向、（障害者施策の）施行準備などをしました…。最後に総合福祉課で地域福祉ですね、今風に言うと地域共生社会の取り組みに5年間勤めています…。なので平塚周りの皆様には大変お世話になっています。

今回、神奈川県知的障害施設団体連合会さんからの依頼は、「ハイ」か「イエス」か「喜んでいきます」三つからしか選べないんですね、返事は。「じゃあどれにしますか」って言われて、「喜んで」って言って今日お伺いしたんです。午前中だけで申し訳ないんですが、お付き合い頂ければと思います。

今日頂いたお題が「ともに拓く」「ともに創る」「ともに生きる」という三つのテーマ。多分このあとに今日全体で「ともに学ぶ」というのがきくと入るんだと思うんですが、このお題を頂いて、「ともに拓く」「ともに創る」っていうところは、まさに先ほど会長がご挨拶頂いたように今日の午後の実践報告から皆さまが読み取って頂くのかなと思います。私は、「ともに生きる」のところに少し重点をおいて、これも先ほど出縄会長おっしゃったというように「あおぞら宣言」があり「あおぞらプラン」があるわけなんです。

神奈川はある意味ではこの「ともに生きる」の部分というのはもう、うんと前からやって今更の話もあるんですけど、ただまあそうは言っても法律上の話で「共生社会」という概念があったりとか、昨今のキーワードで「意思決定支援」という言葉があったり、あるいは「合理的配慮」という言葉があったりするんで、ちょっとこの辺りから今日の午後に繋がるようなお話で、ひとつふたつ、「あつなるほど」と思ってもらえるお話が出来ればと思っております。

では、早速本題に入って参ります。まず、一点目「意思決定支援」でございます。「ともに拓き」「ともに創る」「ともに生きる」を考えるときに、誰と共に生きますかということ、今日に関していえば間違いなく障害がある方、とりわけ今日ご参加の方で申し上げれば、知的・発達障害である方が主役だろうという、重複障害の方もおられますけどね、というふうに考えていくとやはりご本人がどう思っているのか、という話に最後はやっぱり帰結するんだと思います。もちろん子どもの場合は「大人」「親」という存在がいるわけなので、親と本人という事になるのですが、18才過ぎると大人なので、大人になった以上は基本的には本人なんですね。本人さんはどう思っていますかということが重要になってきます。意思決定支援、今更感もある方もいるかもしれませんが、法律上の背景なんかも少し含めてお話が出来ればと思います。

まず、この「意思決定支援」、そもそも何で話が日本全国的には盛り上がって来たかっていうと、皆さんもよくご存知の「障害者権利条約」というのがございます。これは、平

成 18 年に国連で出来た条約でございますので、国際条約、国際ルールでございます。この障害者権利条約の中では、別に何かすごい難しいことを言っている訳ではなくて、障害のある人は一人の人であるという当たり前のことを前提に、一人の人である以上は、当然権利の主体であるべきだって言っているだけなんです。ここで言う権利というのは、なんかムチャクチャな権利のことを言っているんじゃないんです。

必ず障害者が一番じゃなきゃいけないとか、何でもかんでも言う通りにしなきゃいけないとかそんなことは言ってないです。「基本的人権」のことを指しております。権利条約に関しては、逆に皆様が地域の方にご説明しなきゃいけない場面あるかもしれませんが、日本では権利という言葉を使い慣れていないとか、使うときの使う場面



やや偏っているので、みんな授業で憲法の授業を受けているはずですけど、権利、権利というとか義務とセットのものみたいな感じで捉えられがちなんです。これは「基本的人権」のことを言っているので、別に何かをしなきゃ認めないとかそういうもんじゃないんです。生きる権利とか住む権利とかそういう話なんですね。そういうことを各国にちゃんと尊重して下さいねといっているものでございます。

そうすると、当たり前のことを当たり前で言っているだけなんで、全部で 50 以上ありますけど、そんなに長い読み物にはなりません。当たり前のことしか書いてありません。皆と同じように「教育受けられますよね」とか、皆と同じように「地域で暮らせますよね」、皆と同じように「移動できますよね」、あるいは逆にいえば、皆と同じように「悪いことすれば捕まりますね」って書いてあるんですね。ただし、適切な取り調べが受けられる、そういう事が書いてあるんです。

その中のひとつに、いわゆる「法の下での平等」という規定がございます。それがこちら権利条約の第 12 条です。「法の下での平等」に関して、二つのこと言っています。一つは、いわゆる「法の下での平等」ですね。障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有する。やや堅苦しく書いてありますが、要するに、あえて今日「健常者」という言い方しますが、健常者と同じように平等に法的能力がありますと言っているわけです。

権利条約に関しては、もう皆さまはお詳しいとは思いますが、かなりこだわっているのはこのセリフですね。「他の者との平等」これは相当しつこく出てきます、何回も出てきます。これはつまり、健常者が当たり前のものは障害者も当たり前ですと言っているだけなんです。別に「健常者」がやってないような事を障害者にだけ認めるだなんて一言も言っていないです。健常者が当たり前なら、障害者は当たり前です。だって同じ人ですから。しかもそれは人権の部分と言っているわけです。よと、ただし、ここが「障害者権利条約」の特徴になると思います。「法の下での平等」がまずありますとは言っても障害があ

るわけだから法的には平等かもしれません。法的能力を使う為の支援は必要でしょう。だから法的能力を使うための支援をちゃんと国の方で用意しなさいと。この二つを言っているんです。

この二つを言っていることに対して、わが国はじゃあどういふふうに受け止めるかっていうと、上の方の「法の下での平等」は憲法でもう定まっていますから、良いんです。問題は下で、支援は必要ですね、はい分かりましたって言って用意されているのが、「成年後見人制度」という話なんです。確かに支援はしているが支援の仕方に色々問題がある。あるいは権限が強すぎるというのが課題になっているというのが現状でございます。

あともう一つは、これも大変有名な第 19 条これも説明不要だと思いますので、細かい説明は省きます。地域で自立した生活が権利として認められますと言っているわけです。これも全くさっきと同じ他のものと平等の選択の機会を持って、地域社会で生活する権利があるという事。そして、居住地を選択しどこで誰と生活するかを選択する機会を有するというふうに謳っています。

実は、権利条約の中でもう一つ、国連がこだわって使っているのは、「選択」という言葉なんです。住む場所とか誰と暮らすかは選ぶんだって言っているわけです。もちろん選んだ通りにしなさいとは書いてないので、ここは割と慎重な言い回しになっていて選択する機会を有すると書いてあります。

もちろんそれは別に障害・健常関係なく選んだ通りになるとは限らないわけですから、その通りになるかならないかは、ケースバイケースです。

ただ、少なくとも「あなたは重度なだから入所しか駄目です」っていうのは選ぶ余地を与えてないのでそれは駄目ですと言っているわけです。どうなるかは分からない、やれるだけやってみた結果ダメかもしれないがどうしたいとかという事は、それは本人ですよと言っているのが第 19 条ですね。

もちろん前提としては、地域で暮らす権利があるということ。あなたは健常者だから入所しろとは言われないわけですから、健常者が言われないことは、障害者も言われないですという理屈です。

基本的にはそういう理屈で全部権利条約は成り立っています。健常者に当たり前なら障害者も当たり前を目指すんですね。健常者が言われない事は障害者も言われませんという基本の考え方はそういうことなんです。

ただ、意思決定支援というのは、健常者と同じように選ぶことだと言っています。つまり、権利条約はそこまで書いていませんが、選ぶ為の支援がなければだめです。それは日本は成年後見制度だと言っていますけど、今の成年後見制度は後見人が“右”だと言ってたら本人が“左”だと言ってても“右”になって困るわけです。本人の思いではないからです。

だから、意思決定支援って大事なんですという話になってきたわけです。

国内の法律では、障害者基本法でこれがもう明示されていて、国及び地方公共団体は障害者の意思決定の支援に配慮した相談業務とか成年後見制度がちゃんと行われなきゃいけないと言っています。

だから、もう行政に関して言うと、意思決定支援の配慮っていうのは義務なんです。もともと行政の義務なのでそれは利用されるようにしなきゃいけない義務なんです。

法律上の理屈で言うと県や市町村は、例えば相談支援があまりにも本人をないがしろにしたような運用していたら、「いやそれはちょっと法律に違反していますよ」と言わなきゃいけない立場ではあると。それ以前に県や市町村どうなんだっていう話になるわけですけど、一応これは義務になっているわけです。

あともう一つ基本法第3条では、全て障害者はどこで誰と生活をするかについて選択の機会を確保されている。これは、権利条約と全く同じ条文同じ表現です。権利条約を踏まえてどこで誰と生活するかは少なくとも選ぶ機会は確保してくださいと、これは日本の「国内法」でも謳っているということでございます。

さらに皆様がメインに関わる「障害者総合支援法」の中にも、「第42条第1項」に障害福祉サービス事業者及び指定支援施設ですね。

だから、入所・通所・グループホームあとはヘルパーもろもろ全部設置者の責務として、障害者等の意思決定の支援に配慮するという事が責務になっています。責務というのは責任持って務めるということだから、要は義務です。

それで相談支援の事業所には第51条の22で同じように障害者等の意思決定支援に配慮すると書かれている。少なくとも障害者総合支援法の事業所は何であれ全部意思決定支援は配慮すると、これはもう義務になっているわけです。

児童福祉法はどうなっているかということ、障害児およびその保護者の意思をできる限り尊重するとなっているので、児童福祉法も事実上障害児も含んでいるので、子ども、お子さんご自身の意思の確認は必ず尊重しましょう。

障害児の意思の尊重をするということは、その子どもは何を考えているのか確認しなきゃいけないから要するに意思決定支援してくださいということです。というような法律の条文上の作りになっているので、ちゃんと根拠があるということだけ抑えておいて頂ければと思います。

それでこの話がもう少し進んできたのが、今回の報酬改定で意思決定支援の取り組みをもういわゆる障害福祉サービスの中に実装しようということで、この指定基準の中にここに書いてあるサービス担当者会議もしくは個別支援会議については本人の心身状況でどうにもならない場合を除いて、本人の参加が原則ということが明示されました。

つまり、今日に関して言えば個別支援会議に関係する方が多いと思いますけど、この個別支援会議はこの4月から、原則本人同席ということになっております。

このスライドだけでも、2時間語れるくらいこれはかなり大きい話になっています。もちろん今までもご本人の意向を支援の中に反映させるというのが当たり前の話なので、いろいろ工夫はなさっていたと思います。

ただ、工夫の仕方っていうのは今まではいろいろあってご本人が重度の知的障害なので、なかなか会議の内容を全部バーッと参加してもらっても、同じような会議のやり方じゃ本人解らないだろう、だから本人に決めてもらわなきゃいけないことは、事前にいつも対応している支援者が確認してご本人に、例えば、日中活動がABCの3コースあるけど、Aが良いかBが良いかCが良いか本人に十分に確認して、何回も意向の確認をしてそれを職員が個別支援会議に持ち込んで、「又村さんには十分確認しました」、「又村さんの意向はBでした」というふうに報告するやり方も今まではありだったんです。

4月以降はどうなっているかという今の話はとっても大事なのでやってほしいんですけど、でもやっぱり会議でBが良いというのはご本人が言っている、それは原則本人同席の基本的な考えですね。だから今みたいな下準備はとっても大事なんで、下準備していただきたいんですけど、それは職員が言うのじゃなくて、本人が指差しをするのか、「はい」って手を上げてもらうのか、色々やり方があるかもしれないが基本原則本人同席ということです。最後はご本人が意向の確認できる状況にしてくださいということです。もちろんやむを得ない事情というのがあります。

例えば、とっても行動障害が厳しい状況というのがあって、例えば複数人いることがトリガーになってしまうみたいなタイプの方は、これは無理で、無理なものは無理なんです。あるいは5,6人集まったら変な菌もらっちゃた、これは生き死にに関わりますとこれはもちろん難しい。ただ、やむを得ないというのはそれぐらいのレベル感だと感じました。私、厚労省に聞きました。「やむを得ないってどれぐらいなんですか」と。向こうはがさすがに木を鼻でくくった回答で、「それはやむを得ない場合ですよ」と言われたんです。「やむを得ない場合とは何なのか」と聞いているのですが、それは結構どうどう巡りで、もちろん一律に線を引けないからというのは分かります。

ただ話している空気感では、重度の知的障害はやむを得ない理由には少なくとも入りませんっていう状況です。重度の知的障害だからやむを得ないって言ったら、入所している人はほとんど同席しなくてよくなってしまいます。そうするとこの話も困るけど、その次の話も困るんです。僕はこの話はちょっと後で又、触れたいと。

その次の話はこれです。この入所施設における意向確認です。これもまた指定基準に明記されて全ての入所者に対して地域生活に移るか移らないかの意向を確認しましょうと指定基準に決まって書かれています。義務化されるわけです。

ただ、今入所している方の実態は重度の方が大半なわけで、その重度の方にいきなり「あなた、これからどうしたいですか」って聞くのはむしろ無理です。

だから、名前はどうかと思うけど、動機付け支援というのをしましょう、ということ、動機付け支援というのはまさに例えばで書いてあるけど、実際にグループホームに見

学に行ってもらおうとか楽しいところでご飯食べてもらおうとか、場合によっては隣接じゃない施設外の通所施設に通ってもらおうことをしてもらって入所施設で良くも悪くも完結型じゃない暮らしぶりをご本人に体験・経験して頂ければ加算つけましょうということです。

これはもう4月から始まるので、まず意向確認の担当者を決めてください。これは多分、サビ管の方がやるんですね。

そしてもう一つは意向確認のマニュアルを作ってくださいと、この二つがあるんです。このマニュアルと言ったっていきなり今、さあ作ってくださいと言っても、かなり無理なので令和6年度中に厚労省の責任でナショナルスタンダード版を作りますと全国標準版のことです。



まず全国標準版のマニュアルを見ていただいて、「うちの施設はこのままでいける」というのだったら早速使ってくださいと、「うちの施設はここはிரない」というなら、あるいは「これは加える」というなら修正してください。

それが、我が施設バージョンの意向確認マニュアルになって、それに基づいて進めてくださ

いというふうにルールまで決まっているんです。

いつからやるかという令和8年度から義務化というようなことまでもう決まっています。その時の実務的な進め方は、入所している方がさっきから言っているように、いきなり「はいはいちょっと又村さんあなた今入所だけどうするの」とかっていうようなのはあり得ないから、動機付け支援をするわけで、動機付け支援をするのかしないのかも含めてどこで決めるか、個別支援会議で決めるわけです。それはそうですね。支援の方向性をフィックスするのは個別支援会議です。だから本人同席なんですという話です。

極めて重要な本人の生活そのものに、影響することを話し合うわけだから、本人抜きはあり得ないと、だから入所している人の個別支援会議に本人同席が当たり前だとしたら、重度の知的障害がやむを得ないという理由にならないのは当たり前になります。

もちろんそのために、事業所側がしなきゃいけない工夫はあるのかと言ったら、それは相当しなきゃいけないと思います。

例えばその選びやすいようにABCで別れているなら「Aってこんな活動しています」とかそういう絵カードなり写真なり場合によっては動画なりご本人に見ていただいて、ご本人が指さしてもらえる方なら、かなり明確な意思表示して、あとはその表情の変化とかから見て取らないといけない方とかもいます。この映像見ている時はすげえムカついている顔をしているけど、この映像見ている時はニコツとしたとか、そういうことで意思表示についてはやや類推しなきゃいけない部分がありますが、それで意思を確認していくことです。

多分この個別支援会議、入所施設で行う個別支援会議は、本人を交えてこの動機付け支援をどこでやるかとかグループホームにするのか施設外の通所に通うのかみたいなことのご本人への説明も含めて相当難しさが正直あると思います。

ただ、今回はやるやらないの議論はしなくて、やることになっているので、あとはやり方の問題だとそれは先ほど出縄会長もおっしゃった通りです。これを直接的に今日の午後、議論をすることはないと思いますけど、これはあとやり方の問題でそれは工夫のしようがあるし、あそこの施設でやっていることは参考になるなというのが勉強になるだろうということで、こういう場がとても大事ということになってくるわけですね。

ちょっと、それは置いといて、それをその後どうなるかっていうと「動機付け支援をしましたよ」と「グループホーム見ましたよ、行ってみましたよ」と、「併設じゃない生活介護に通ってみましたよ」と、それで当然モニタリング半年に一回くらいやっていますから、半年に一回たったらその動機付け支援の様子が担当職員からあるいはご家族から報告されるわけですね。

「グループホーム見に行ったんですけど泣いて帰ってきちゃいましたよ」かもしれないし、「もうめっちゃめっちゃいい表情して飯もバクバク食ってなんなら帰りたくないみたいな感じでした」というかもしれないし、これはもういろいろありますね。そこの場所が合わなかったのかも知れない。だから泣いちゃったからといってグループホームはダメって話じゃなくて、「A グループホームは残念だったけど、じゃあ今度 B 試すか」みたいな話になってくるんですね。だから多分この取り組みは一発勝負にはならないんだと思います。

半年に一回のモニタリングがあるとして2回か3回はやるとすると多分2年とか。もちろん一発勝負に近い方もいるかもしれませんが、多分ですけど、1年は最低必要で標準的には1年半とか2年なるんだというふうに推測しております。

ただ、いずれにしてもどこかのタイミングで、ご本人にお試しいただくお試しメニューはほぼほぼ終わったと言ったならば、その時点のファイナルアンサーやっばりどこかでいただかないと。時間が掛かるからと言って5年も10年もやっていい話じゃない。多分2年とかというのが一つの標準期間になってきて、そこでその時点の「ファイナルアンサーいかがですか」というのがご本人に意向確認するということをしていくことになるんだと思います。

それは個別支援計画に書き込まれていくということですね。なので、ちょっと今日の話から外れちゃうんでこれぐらいにしますけど、私これが始まると入所施設のサビ菅の人、すごい大変になるなと思っているんですよ。

何でかというのももちろん個別支援会議を主催するという意味でも大変なんだけど、それよりも何よりも個別支援計画が人によって全く違うものになってくるんです。今の入所施設の個別支援計画って良いか悪いかさておき、基本の支援の部分ってコピペだから、昼は生活介護、夜は入所施設だから、それ以外に選択肢って基本ないので、そこコピペなんですよ。

そこに対して個別の支援のありようはもちろん人によって変わってくるんだけど、これが始まると動機付け支援って人によってやること全然違うので、それは当然、個別支援計画に書き込まれたうえで行なわれるという個別支援計画の人による違いがものすごく大きくなるというはずなんです。だからそのところはちょっと今から少しご準備いただければ良いかなという気がします。

もしかしたら、サビ菅の方はサビ菅の方でいるんだけど、サビ菅の方の補佐を付けるようなイメージでやらないと例えば 50 名程度の入所施設でサビ菅を一人か二人かと思うんですけど、二人で全部回しといてくれた、一人 25 人だと、ちょっとこれは回らないんじゃないかなという気が正直しています。

もう一つはグループホームですね。グループホームに関しては入所施設のような全員意向を確認しろということは実はひと言も書かれてないんです。書かれていないんですけど実は仕組み上、確認せざるを得ない仕組みになっているんですね。

それは何でかっていうと、法律の見直しがあってグループホームの支援内容に一人暮らしを希望する場合には、その希望する人の一人暮らし支援をグループホームが責任持ってやってくださいねという話なんです。

これはもう 4 月から法改正だし、この一人暮らし移行のための支援には加算が付いています。なので運用済みなんですけど、今日の話で言う問題は一人暮らしを希望する人に支援するんです。希望しない人には支援しちゃいけないんです。当たり前ですよ。

グループホームの側がなんとなく、この人出たそうだからってやっちゃいけないわけですよ。希望する人に支援するんですね。ということは結局全員に確認しなきゃダメなんです。全入居者に「あなた今グループホームにお暮らしになっていますけど、この先ひとりで暮らしますか、それともこのまま留まりますか」と確認するしかないですよ。勝手には決められないんですよ。

だから結局グループホームも全入居者に意向確認するんですよ、しないと支援の根拠が得られないです。そうするとグループホームの場合は、神奈川は特に生活ホーム制度から始まっている歴史があるので、もちろん働いている方とかね A 型通っている方もいっぱいいます。そういう方は聞けば良いですよ、「これからどうするの？」って、「いやいや全然グループホームでいいですよ」言ったらそれは希望しない人です。「実はちょっと狙っているんですよ一人暮らし」って言ったら希望する人ですね。

だからそれで意向確認がかなり明確なんだけど、でも割合というところ中重度の方が多いですよ、はっきり言って。そうすると結局、意思決定支援のプロセスを経ないとその方が本当に出たいのか出たくないのかという確認にはならない。だから国はなんか本当ずらいなと思っているんだけど、グループホームも入所施設みたいにきっちりやった方が良いと思っているんです私。「意向確認、全員してください」ってはっきり言った方が良いと思う。そうは言ってないですよ。そうは言ってないけどやらなきゃいけないです。だって希望する入居者に支援するから。

「何で支援したんですか」って言ったら、「こういう意向確認をしたからです」って言えなきゃいけないですね。まさか出たい人だけ手を上げてくださいますなんてあり得ないですよ。だからやっぱりこれ意向確認せざるを得ないというような事が、実は法律上の今回の法改正で行われているので、今日する意思決定支援はもうちょっと入口の話ししますけど、個別にAさんBさんに対してどうやって意向確認するのかって意味の意思決定支援は入所とグループホームは、これはマストなんです。入所とグループホームはやらないと支援が進められない仕組みになっちゃっている、にしたんです今回。

良いか悪いか議論は分かりますけど、それはやっぱり先ほど申しあげた障害者権利条約の話でも国としても別にほったらかしているわけじゃないので、障害者権利条約に基づいた取り組みをしようと思ったら、権利条約は入所はやめちまえとは言っていますが、それはまたむちゃくちゃな話なので、それ以外のところは取り入れられるわけです。その典型例が本人はどう思っているんですかって話です。本人は居たいんですか、本人は居たくないんですか、本人はどこで暮らしたいんですかという話なので、そこを今回実装したということで意思決定支援の重要性が増しているということでございます。

一応、加算がありますというのは何となくこう書いとききましたけど、自立生活支援加算というのが新しく組み替えられて通常型のグループホームから出たいですという人の場合には、1ヶ月1万円、最大6か月、だから出る前の支援で6万円。出た後の支援が1か月2万円。退去した後3ヶ月取っていい。だから出た後6万円。ワンパッケージ12万。12万の加算が今回は設定されているということです。これを多いとみるか少ないとみるかいろいろありますけれども、そういう仕組みになっているという事でございます。

ちょっと今日は意思決定支援の話はあんまりせず、これぐらいにして。実はこの話ですね、非常に大きな話になっちゃって今日は本当ご紹介だけになっちゃうんですけど、今の話って結局突き詰めると障害者の地域生活支援体制が整っていますかということが問われることに同位なんです。

特にグループホームから出ましようと言った時に、出た後の家ってあるんですか、出た後にヘルパーって来てくれるんですか、自立生活援助ってうちやっていますか、横浜はまた自アシ（自立生活アシスタント）というのがあるけど、そういうのありますか、地域定着の相談みたいに駆けつけサービスやっていますか、みたいなことが相当問われるんですね。これはグループホーム運営されている法人の方もたくさんおられると思いますけど、グループホーム運営側の立場で言ったら、これが揃ってなきゃ怖くて出せないですよ、はっきり言って。ヘルパーが来るか来ないかわからない。そもそも家も借りれるかどうか分からない。だけど本人は出たい言っている。じゃあ支援するかってなるかって話ですよ、これならないですよ、はっきり言って。

だって、世話人さんがねじり鉢巻きして本人と一緒に街中の不動産屋をグルグル回ってこの人は知的障害で今から一人暮らしをしようとしているんだけど、貸してくれるのかねって回らなきゃいけないってありえないですよ。

これは仕組みとして退去後の住まい確保ができる仕組みが出来ているのかということが問われるんですね。今日はこれぐらいにします。

居住支援協議会というのがあるんですけど、横浜、川崎、相模原辺りなんですけどね。他はあんまりできていないんですけど、居住支援協議会があって借りたいですよっていう人がエントリーすれば貸してくれる大家とマッチングしてくれる仕組みがあんのかという話ですよ。

あとはもちろんヘルパーとか自立生活援助とかこれは障害福祉サービスなので、障害福祉サービスの例えば障害福祉計画にグループホームから移行する人を見込んだ積み上げがなされているのかと足りなさそうだったら、ちゃんと市町村が汗かいて事業所を誘致しているのかという話です。ということが問われるのですね。

これは結構強気というか強めに各市町村に言っていただいて良いと思っています。といって、これは他の都道府県では言い出せず神奈川県で言うと、平塚市の人がなんかさ又村さんに聞いたって言ってすげえ強気に言われているんだけどって言って後で文句言われちゃうからあんまり言いにくいんですけど。まあでも言います。これは地域全体の問題なんです。法人事業所任せじゃ絶対進まないですよ。掛けても良いです。よっぽどめっちゃめっちゃ規模がでかくてうちの法人で全部やっていますと、責任持ってうちの法人でサービス提供しますと言い切れるんなら別だけど、そんな法人はめったにないわけで、ほとんどのところはどこかと手を組まなきゃいけないですよ、地域で他の事業所でね。その地域で他の事業所であるかないかは我が法人ではどうすることもできません。

だからこれは自立支援協議会案件なんです、明らかに。明らかにこれは、自立支援協議会案件なのです。

今うちの町はグループホームに入居している知的障害、精神障害の方でも、良いけれども、その人が出たいと言ったら、出られるんですかという話なんです。軽度の人なら出られますよ。それはそうかもしれない、だいたい身の回りことは出来るからね。ヘルパー5時間ぐらいで良いと、自立生活援助もいらぬ、というんだったらそれはそうだけど、そうだとしたら、その人はそもそもグループホームなのかという話ですね。だから、今グループホームにいる方が出るわけだから、今グループホームで相応の支援を必要としている方がその支援単位体制を維持したまま出られますかという話をしているわけです。その議論をしないとあんまり神奈川県も市町村もあんまり口悪くいうのは本意ではないんだけど、そこでかみ合っていないことがあると思うので確認した方が良いですよ。

「グループホームから出られるんですか？」って言われたら、「出られる」とわりとはっきり言いちゃう市町村があるんです。

だけど、その時に行政の人がイメージしているのは軽度の身の回りのことがある程度できてヘルパーに月に5時間あれば十分で、なんか困ったら自分から相談員の人に相談できる人をイメージしているんです。それは出来るよ、だけどそれはグループホームじゃないんですよ、その人ははっきり言ってそうじゃないんですよ。

今、現にグループホームで対応している、もうはっきり言ってしまおうけど中・重度の障害の人が、でもやっぱり一人で暮らしてみたいっていったときに、まあまあな重装備になるわけだけど、それだけ地域で提供出来るのかってという話しをしている。だからそのところはちゃんと最初前提条件をあわせて議論をしなければいけない、だからその話に関してはなんでその話をしているかという、これがもし回らないと入所施設から始まる意思決定支援の話は全部絵に描いた餅になっちゃうんです。

この話は全部一連なんですよ、入所施設にいる人に全員意向確認しますよね。100人聞いて100人出たいとは正直思わないけど、100人聞いて5~6人は出たいと言うんですよ、たぶん。その時にその人はどこにいきますかって、今入所しているんだから、いきなり一人暮らしは非常に考えにくいわけですよ。たぶんグループホームになるんです。

だけどグループホームは大分いっぱいな訳ですよ。神奈川と言えどもね。だからグループホームにいる人に「出ますか」って聞くんです。グループホームにいる人に100人聞いたら100人「出る」とは言わないと思うけど、10人ぐらい「出る」と言う訳ですよ。10人出る訳ですよ。そうするとそんな単純な話じゃないけどグループホームが10空く訳ですよ。そこに移る訳ですよ。ということはグループホームから地域生活に移行できる体制になってないと今の話は全部終わりなんです。ていう全体状況の認識のもとで、だから「中・重度のグループホームにいる人が地域生活に移行できるんですか、できないですか？」っていう話になってくる訳ですよ。

だから、今回の報酬改定はいろいろ言いたいことはありますよ、生活介護は時間単価になったりね、継続Bが工賃これでいいのかとかね、A型のスコアがどうのこうのいろいろ言いたいことはあるけど一番、一番大問題なのはこれですよ。はっきり言って、ご本人の意向を確認して入所なりグループホームから出るということを支援するんなら、出た後はあるのかという話、ここの所がつき詰まらないと、ここのところなんとなくぼんやりとしたまま進めちゃうと絶対にどこかで安易にはまるんですよ。これ賭けてもいいですよ。なので、これ自立支援協議会案件です。



あの逆に法人事業所で抱えないことを強くお勧めします。「うち頑張ります」とかうっかりといっちゃうと「今、頑張りますと言ったじゃないですか」って言われちゃいますよ。「うちも頑張るけど、うちが頑張る前にやることあるでしょ」という話です。

まずやることは何かということ、出来るのか、出来ないのかをつまびらかにすること、残念ながら多くの地域で出来ないですよ。そしたなら、しょうがない、出来ないんだから。出来ないという事実をみんなで共有することから始めないと、役所からしてみるとすごく共有したくない情報だと思うけど、でもそこを認めてもらわないと先に進まないですね。

だから、これやらないと思う絶対進まないと思う、賭けてもいい。絶対進まないわけです。という話なんで結構、今回の報酬改定の意思決定支援の話というのはもちろん、たちまちには個別支援会議どうやって開こうかなってという話なんだけど、それを越えたものすごいでかい話なんです。なんで、国がこんなものすごいでかい話を仕掛けてきたかというやはり背景に障害者権利条約があるという話なんだというふうに思います。

ちょっとこの話、何時間でも出来るんだけど、先に進まないといけないんで意思決定支援の具体的なお話に進みたいと思います。

まあとはいってもまあおぞら宣言からこの先 30 年の実績のある神奈川県の皆様にはあまりなんかあれこれ細かい話をするのは逆に失礼かなと思うんですけども、おさらいということでお聞きいただければなと思います。

意思決定支援という言葉を考える時には意思を決定するための支援でございますから意思を決定するとは、なんなんのかっていうことを改めて振り返るとまあ、そうね、意思を決定する支援だろうねっていうことなんです。今はですね、やっぱり私は個人的にはご本人交えて家族・支援者の方から積極的に議論をしていくべき時期かなと思います。

今の所、残念ながら 1+1=2 みたいな話ではないです。国も一応、ガイドラインを作っていますけど、意思決定支援ガイドラインを見たからといって、何も見えてこないですよ。あれはやり方を書いてあるだけです。

だけど、今はやり方を押さえた上でそれぞれのやり方を各施設・事業所で実践している段階だから、それがまさに今日のような機会で見聞交換され、なるほど、「そういうやり方もあるのね」というふうなのがだんだん広まり、うちの場合には「こうやろう」という時期だと思います。

なので今日私は 1+1=2 みたいな話はいくらもありませんけど、ただ意思を決定するっていうのは 1+1=2 みたいな話なので、そこは重点的に話しますね。これはわかっているとは思いますが一応書きます。意思決定支援の研修会にお呼ばれが多いですけど意思決定の意思を“志”す方で書いてくれる事務局さんがけっこうおられてですね。わかるんですけど違いますから。“志”す方の意志は固い心持ち、鉄の意志でやり遂げるとかね。そっちの方なんでね、その支援じゃないんですよ。意思を“思”う方は揺れ動く方の意思なので、別に良いんですよ、志す方でもね。思う方の意思が志す方の意志に繋がりますから間違いじゃない、だけどいきなり固い心持ちを決めることを支援するわけじゃないですよと、「思い」今どう思っているのかっていう話を支援するっていうことですね。

じゃあ今どう思っているのって話はどういう話かという意思を決定するっていうことになるんですが、だいたい 3 つぐらいステップがあると思います。もちろん研究者によって表現や表記とかは違いますけどこの 3 つのステップじゃないって言っている人はいないのでこの 3 つのステップであることで間違いないと思うんですね。

大きく分けると「体験・経験」、それから「情報」、それから「意思の表出と実行」。その 3 段階に分かれているという事ですね。

この「体験・経験」っていうのは、障害ではないと言われる特に知的・発達障害ではないと言われている人はなんか自然に積み重ねられているのであんまり意識しないですけど、やったことがないことを決めてくれというのは結局しんどいですね。

あえて健常者っていう言い方をしますが、健常者の方で体験・経験がないからしんどいなって思う場面って相続とかですね。相続に関して「はい、あなた、どうしたいか決めてください」親元さんが亡くなってね、相続が例えば1億お金が余ったと法定相続がどうのこうの、っていろいろと遺言書も出てきたと、さあどうしますかって言ったらこれ体験・経験ないので相当おまかせするしかないですね。

あと、お葬式を出すというのも割とそうかもしれませんね。自分は喪主だとお葬式出す経験は基本的には非常に少ないとか、そういうタイプというものはすごく戸惑うわけですよ。自分一人じゃあ多分出来ないなあってそういう判断が出来る。

やっぱり「体験・経験」ってすごく大事で、それがある・やったことがある・決めたことがある、そしてもう一つ重要なのが決めた先が見通せる、この3つですね。やったことがある・決めたことがある・決めた先が見通せるっていうのがベースにあるので、こうしようと決めやすくなるっていうのは間違いなくある訳ですね。

これわかりやすい例があつてですね。なにかというと「はじめてのおつかい」という番組があるわけなんですね。まだありますよね、ありますよね、よかったです。今はないのかと思って。私はね、ここ15年くらいテレビ基本的には見てないので私の記憶が15年前で止まっている訳ですけど、まだありますよね、たぶん2時間特番とかでやってますよね。私が知っている「はじめてのおつかい」はなんか5歳か6歳のちびっ子にですね500円とか600円とか金を持たせてそれでスーパーだか八百屋だかに行って大根だか人参だか買って帰って来るっていう、そういうイメージなんですけど、だいたい合っています？合っています。15年見てないんでね、電子商取引による「はじめてのおつかい」になつていたらやだなって思っていたんですけど、スマホの使い方みたいなことなきやいいですね。今も昔もそんな感じなんですよ。あれ、なんで2時間特番とかになるんですかね。あれ、「はじめて」だからなんですよ。

もしあれが250回目の買い物だったらどうなります。番組ならないですよ、行って帰って終わりだから。だけど、はじめてだと2時間特番になるんですね。例えば、あの落としたりいけないよとかお金を大事に持たせたのに、だったら剥き身とかじゃなく何かに入れるよとか、思うんだけど、そしたら途中でチャリーンとか落としちゃって「あ〜あ」って泣いたりとかね。よせばいいのに2歳か3歳の弟か妹連れて行くわけですよ、一緒に犬に吠えられて泣いちゃって「うわっ、どうしょ」とかね。八百屋に行って大根が欲しいんだけどなんかカブが出てきちゃってなんか。そうじゃなくてもっと白くて長いやつとかいう所をずっと番組にしているわけですよ。

はじめてだからですよ。ということは自宅と入所しか生活経験がない50歳の入所しているご本人に、あなたどこで暮らしたいですかって聞くのは、はじめてのおつかいを強い

ているのと一緒ですよ。やったこともない、「なにそれ、はじめて聞かれましたけど、そんなこと」みたいなことを、「さあどうしますか」なんて聞くのは、これはもうなんか本当に、感覚的にはありえないなとは思いますが、ありえないです。

なんでありえないって言い切れるかと体験・経験のない所で「さあどうしますか」っていうのは健常者からしてもしんどいんだから。いきなりお葬式出すことになって、「さあ、あなたどうしますか」と言われて、「いや葬儀屋に」て「いや葬儀屋じゃなくてあなたが決めてくださいよ」って言われても無理ですよ。だから無理なものは無理なんですよ。だから体験・経験がベースにあるってことが重要ですねってことがあるんですね。

2点目は「情報」ですね。意思決定って端的にいうと情報処理なんです。なにかものを決める。身近な例でいうと皆様の机の上を拝見するとブラックコーヒーが置いてある方がいれば、緑茶が置いてある方がいれば、麦茶かな、カフェオレかな、ほうじ茶かな？いろいろ置いてあるわけですよ。ルイボスティーの方もいるね。それをなんで買ったかという話なんですよ。情報がちゃんと処理出来ているから買える訳ですよ。

飲み物っていうカテゴリーがまず情報で整理されていて、そしてコーヒー、お茶、水、ジュースみたいなことがカテゴリーで情報整理されていて、お茶の中には緑茶・麦茶・ルイボスティー・ほうじ茶みたいなものが全て情報整理されていてさらに、そこに売っている場所とか値段とか、あと自分の持ち金もあるね、自分の持ち金とかそういうものは全て情報として適切に処理されるから、「今日 110 円しか持ってないわ」と、110 円じゃ自動販売機では買えないですからね。「じゃあしょうがないコンビニ行ってプライベートブランドのお茶だったら 100 円で買えるからこれだったらいいわ」って言って、わざわざコンビニまで行ってプライベートブランドのお茶を買った方などいるかもしれませんが、そういうのが全部適切に処理されるから物が決められるわけなんですね。

これはね、ものすごく分かりやすいのがあって、鉄道がものすごく分かりやすいですよ。私は鉄道好きだっていうこともあるんですけど、鉄道って情報処理がものすごいやりやすくて、例えば私が住んでいる小田急相模原なんですけど、ここ反町じゃないですか。小田急相模原を起点で反町まで来る鉄道路線いっぱいあるわけですね。いっぱいある、行き方がいっぱいあるわけです。

これ全て情報ですね。路線図っていう情報をまず入手します。それから次に理解（統合）の情報の統合ってものすごく大事なんですね。情報の統合と鉄道はなんで親和性が高いかというところと乗り換えです。乗り換えというのは情報の統合なんですね。まあ皆さん横浜の駅はだいたいイメージつくと思いますけど、市営地下鉄の横浜の駅と京浜急行の横浜の駅を思い浮かべてみてください。3分じゃあいかないですね、残念ながら。全力疾走でもまあ5分はみておくかなって感じで、だいぶ離れているわけですよ、だけど同じ横浜駅なんです。情報が統合されてないと市営地下鉄横浜駅に11時着、京急の横浜駅を11時2分発の乗り換えで成立しちゃう訳ですよ。実際に成立しませんよ。だけど乗り換えっていう情報の統合行為をなされてないと時間が2分ずれているから成立しちゃうんですよ。理論

上は。数字上はね、でも実際は乗れないわけですよ。11時2分発の京急の快特の三崎口行きが行っちゃうわけですよ。京急ならいいですよ、まあ10分待てば次の特急が来るから、次のに乗ればいいけど、世の中にはね、あえて、どこかとはいいませんが東北の方とか山陰の方とか九州の南の方とか行くと1本逃しちゃうと次来るのが2時間半後なんです。そしたらその日の予定がパーですよ。だからその様なことは皆さん絶対なさないでください。11時に横浜駅の地下鉄に着くんだったら京急は余裕を持って11時15分にしようと思うわけなんですよ。これは情報の統合です。

それがなされていない情報は、ほとんどなんの意味もなされていないですよ。さっきの飲み物のカテゴリーもまったく同じですよ。お茶っていうカテゴリーだけ整理されていてもしょうがないですよ。飲み物全体から全部情報が統合されているから皆さんは飲み物を選ぶことができるわけですねっていうことです。

それを保持、記憶ですね。そして比較活用、これは、飲み物がわかりやすいと思いますけどさっき言ったお金がいくら持っているとか今日はなにを飲みたいとか、ここの店はコーヒーがうまいとかそういうことを全部比較活用して、まあいいや自動販売機でだいたい買うんですけどって、というようなことが情報の比較活用です。

ここまでは内面的な意思の決定ですね。内面的意思の決定もとっても大事でこれをやらないと次進まない、だけど内面的に決めただけじゃダメなんですよ。あなたがいくら麦茶を飲みたいと思っても麦茶が湧いて出てこないわけなんですよ。

買うという意思の実行行為をしないと、っていうことでももちろんなかには内面的に決めれば、それ以上求められない意思決定もありますけど社会生活上の意思決定っていうのはほぼ最後はやらなければいけない。ご自分で動けないなら買ってきてと言わないといけない。意思の表出の実行ですね。これがワンセットで意思決定となります。バラせば、そうだよという話ですね。ただバラすっていうのがけっこうみそで、バラさないですよ、皆さん、何でもかという日常生活で何回も自然に繰り返しているわけです。

これはもちろん知的発達障害のある人でさえそうですね。ご自身が理解出来る範囲で意思決定を繰り返しているわけですね。だけど障害の無い、今日はあえて健常者っていう言い方をしますが、健常者はまさに朝起きたその瞬間から夜寝落ちるその瞬間までずっと意思決定を繰り返しています。ですよ。

はい、朝起きました、「朝ご飯食べますか・食べませんか」、これ意思決定ですよ。そんな意識してないと思うけど、はい、食べることにしました。食べるのは「ご飯ですか・パンですか」、これも意思決定ですよ。はい、パンにしました。ぬるのは「バターですか・ジャムですか・マーガリンですか」、もうやめますけど、これの繰り返しなんですよ。1日に何万回も意思決定をしている訳ですよ。気に留めてないけど実際にはしているんです。そうじゃないと生活がいつさい回らないですよ。

そうすると何が起こるかという、一々ばらして考えなくなるんですよ。そりゃそうですよね。一々ばらして考えていたら生活回らないですもんね。朝起きました、「朝ご飯

べますか・食べませんか」私は朝ご飯食べた体験・経験を十分に積んでいるからなんて考えないですよ。食っているに決まっている、だから食ってない人もいるけど、ということなのでそこはパスする。

次、ぬるのは「バターですか・ジャムですか・マーガリンですか」バターというのは牛のお乳から出来る乳製品で有塩と無塩があってなんていう情報はいらないうですよ。そんな情報いちいち手に入れていたら時間ないですもんね。バターというものは家にあるバターなんですよ。

つまり健常者といわれる人は一度体験・経験したことは、もう次もそのとおりに進む体で、一度入手した情報はもう知っている体にしてこれを全部流しているんですよ。

水の如く・空気の如く意思決定っていうのは、もうそれこそ実装されていて、もう世の中の人間っていうのはみんな当たり前前に自然に意思決定出来るもんなんだって思わないと、生活がまわらないので、そういうことの繰り返しで日々を送っておられるのです。だから一々ばらして考えないのです。それ



自体はしょうがないです。が、その話を意思決定支援の必要な場面に置き換えてみるとまあ困ったことが起こって、一々ばらして考えないので人というものは自分と同じ様に自然と意思決定が出来るものだという前提でことにあたるから、何か問いを發した時に障害のあるご本人「今日は又村さんで一本化するけど」又村さんは適切と思われる答えを返さない・返してもらえなかった時に「この人、決められないんだ」みたいな話しになりやしませんかという話です。

たとえば軽度の知的障害の又村さんが普段は十分、言語でコミュニケーションがとれますよと、なんなら抽象的な問いにさえ答えられ、「最近どう？」みたいな問いかけても

「調子は良いですよ」「仕事はいまいちなんです」みたいな感じでやってくれる又村さんが急に親御さんが亡くなったと、親御さん保険金をかけていたと三千万、三千万他に相続人がいないから又村さんが全部受けることになったとで、そういうことがあったある日、皆さん又村さんと出会うわけですね。皆さんそのことを知っているから、いや、本当こないだはご両親急に亡くなっちゃって大変だったねって言って、それでお葬式どうしたの？みたいな話を聞いて、ところで又村さん、お父さんとお母さんがあなたに保険金で三千万円残してくれたけどあなたこの三千万どうするのって聞いたとしましょう。聞く可能性は十分にあるわけね。

それで聞いた時の又村さんの答えですよ、どういう答えか。日ごろ皆様が接しておられるのでだいたい想像がつくとは思いますが、たぶん「分からない」と言うでしょうね、たぶんですけど、それが一番多いことだと思います。あるいはちょっと、トンチンカンな答えが返ってくるかもしれません。三千万だって言っているのに「お気に入りのミニカー

を買う」とか「買わない」とか言い出すかもしれないし、「なんかちょっとそうじゃないけどな」みたいな答えが返ってくる可能性が十分にあると思いますけどね。

その時に質問者が期待している答えっていうのが三千万っていう大きなお金なんだから、まずはこの度、付いてもらった後見人に相談して、三千万のうち、たとえば二千九百万はもう大口口座で後見人に管理してもらいますと、百万円は日常生活費で手元に残しておきますと。ただ私の実家は実は沖縄で、沖縄に親族がいっぱいお葬式にきてくれたから支援者と一緒に沖縄に行って親族にお礼参りをしてきたと思うんですみたいなことを期待するわけですよ。

なぜならば健常者の方ならばそういう答えをするから。けどしないわけですよ。その時に「そうだった又村さん軽度だけど知的障害だった」と、普段は十分に言語でコミュニケーション出来るけど、こういう一生に一回は起こるか起こらないか、あるいはみたことのない様な大きいお金のことは「自分一人じゃ決められないんだな」とか思っちゃっけませんかよねっていう話なんですよ。

決められないじゃないですね、決めるためのお手伝いが足りないんです。それが意思決定支援に繋がるかどうかという私はわかれ目だと思いますね。「分からないんだな」とかね、「決められないんだな」とかね、もっと極端な言い方をすれば意思があるのかなって思い始めちゃったら、それはさうとう迷い道にもう迷いこんで相当危ないことですね。

意思決定に支援が必要だっていうことは決められないこととイコールじゃないですよ。それは決めるためのお手伝いが足りないんですよ。なぜお手伝いが足りないと言い切れるかということですよ、さっき私がお説明した意思決定の3つのステップ、これは本当はほぼ全員研究者がこうだったって言っているから。これに関して $1+1=2$ に近いわけだけど「体験・経験」って十分に積んだ上で今がありますかとかね。「情報」の入手・理解（統合）、つまり情報処理、こういうのが苦手な事が知的障害っていうんですよね？そこはわかっていますか？意思の表出って言葉とは限りませんよね。

今ちょっとわかりやすく言葉がコミュニケーションをとれる方を例に出したけど言葉じゃない人いっぱいいるわけですよ。手を掴んでもってくる人もいるわけですよ。パニックっていう形の方もいる方もなかにはいるかもしれませんね。喜びすぎてパニックになる人もいますよね。

だからそういうことですよ、そういう所に一つ一つばらしてみるとちょっと支援の必要性があるじゃないのかということにお気づきいただけるわけだけど、一々ばらして考えないから普段、そうするとばらして考えないまま意思決定支援の場面に立ち会ってうまく答えられないから決められないというみたいな話しになっちゃいませんかという。たぶんなんかほぼ、ほぼ、ここだと思います。だから後でいろいろ話しますけど一応もう、ほぼここだと思います。

意思決定支援がなんか必要なんだろうなって思えるわけなんですよ。さっきの例で言うのと私、わざと凄く悪い質問したのですが、三千万という見たことも聞いたこともないだ

ろう金額に対して質問の仕方が「どうしたい？」ってこんな広げた質問をしちゃ駄目ですよ。見た事も聞いたこともない事象に対して「どうしたい」って、さっきの話と一緒にですよ、自宅と入所しか知らない人に対して「あなたどこで暮らしたい」って言うのと同じですよ。お手伝いが足りてないですよ、聞き方が悪いんですよ、はっきり言って、っていう話です。というところの視点で意思決定支援にとっても大事だなと思っていますし、もうちょっとそれを柔らかく言うところのスライドに最後、帰結するなと思っています。

このスライドも一々ごちゃごちゃ書きすぎたなと思って出すたびに反省していますけど、言いたい事はただ一つなんです、意思の無い人はいません。最後そこに帰結します。

意思がない人はいません、意思はあります必ず。たとえ強度行動障害と言われる状態だとしても重度重複障害と言われる状態だとしても意思はあります。機械じゃないんだから意思は絶対あります。その所の入口にあるか、ないかだけだと思います。

あるんだっていう前提なら物凄く大変だけれども何か意思はあるんだろう。残念ながらその時にはその方がお考えになっている事にたどり着かない事は当然ありますよ、それはしょうがない、色々試行錯誤しなきゃいけない訳ですからね。

だけど、上手くいかなかったのは「この人に意思がないから」ではなくて、「ちょっとこちらの方でお尋ねの仕方が上手くなかったんですかね？次はもうちょっと頑張りますわ」とかいう心持ちでいて頂ければ、その時の、毎回100%神様がくじを引くみたいに、この人の意思が正確に分かりますなんては逆に鬱陶しいよね、あり得ない話で、あたり外れは正直ありますよ。

残念ながら重度の障害の方は多分外れる事もある。だけど外れたのは申し訳ないけど、お手伝いが足りなかったんですって話になれる。「この人が上手く考えられないからいけないです」と始まると、「決められない・考えられない派」の方に吸い寄せられるので、それでは無いですね。意思はあるんですね。最後ここに帰結するかなと。

ただ一方で意思決定の支援というのは色々なやり方がある訳ですけど、一つ皆様には釈迦に説法だと思うんですけど、ベストチャンスという考え方があって、実は本人はコミュニケーションが上手く取れてないだけで決められないではなく、表出のところだけで躓いている可能性があるという訳ですね。だからコミュニケーションが取りやすい環境とかツールの活用は是非お考え頂ければと思っています。

こんなことなかなか無いと思うのですが、知的発達障害で言語コミュニケーションが難しいのに支援者から一方的に言葉がけだけで事が進むようにしているとか、これじゃ伝わってない可能性ありますよね。あとは本人も言語コミュニケーションによる意思表出以外は、支援者は意思と認めませんという様な扱いにしちゃうと多分相当しんどい事になるんですよ。そうじゃなくして絵カードとか、写真とかで最近では PECS とかありますけど、タブレットとかそういう物を活用していきます。

問題は次ですよ。これは神奈川の皆さんなので録画されているので後で本人が見たら怒られそうなんだけど、奈良崎真弓に言われたんです。奈良崎真弓を知っている人はいつ

ばいいと思うけど、神奈川の「にじいろでGO!」で代表をしている、ご本人も軽度の知的障害なんですけど、弁はすごい立つ人。だけど、奈良崎さんにある日言われたんですよ「上手く言えない時に横から口を出さないでください」と。私は口出しちゃう人なんですよ。奈良崎さんと一緒に勉強会とかやっていると同じ事3回も言い始めたなあということがある訳です、ご本人の状況によっては。「〇〇さん、それはこういうことかね？」私はつい言っちゃう訳です。そうすると奈良崎さんはピシャッと「あんたの言ってる事は多分あってるよ、本人だって3回繰り返してるんだから分かっているんだよと、本人が言いたいんだと、それを途中で口挟まれると相当がっかりしてるよ」、ああそうなんだという様な事がありました。

これはただね、私は奈良崎さんとか「にじいろでGO!」の皆さんと勉強会するときとか私自身もほぼOFFで行っていますから、巻こうと思えば、なんぼでも巻けますけど、支援会議でじゃあそれを3時間待てますかねと、それはそれでリアリティが無いですよ。要約せざるを得ない場面はあると思っています。ただ、その時のご本人へのアプローチの仕方なのでしょうね。

もちろん本人に断らなきゃいけないしね、本当に申し訳ないんだが会議の時間の都合もあるので、「もしかして違ったら言ってね、あなたの言いたいことはこれで良い？」という様な本人にちゃんと仁義を切る、みたいな必要だと思うんですけど、いわゆる口をはさむというのは奈良崎流にいうと、そういう事なんです。

これは実はもうちょっと深い話を皆さんに申し上げますけど、あまり言われると諦めちゃうんですよ。私は自分では言い切れないのかって。さっき私は意思がないとか決められないとか言うのは支援者側の立場としては是非やめてくださいと申しあげましたけど、そうは思っていないけれども、要約せざるを得ない場面が何回か続いて、それを本人が私は最後まで言えない人なんだと思っちゃうと諦めちゃうそうなんです。

私は意思決定支援の取り組みの中で最後、残る山というか最後の課題というかは、「諦めちゃうこと」なんだと思っている。諦めちゃうとやっぱり言わないんですよ、それは皆さんご経験あると思いますけど、「こいつら何言っても通じないな」と思ったと言わないじゃないですか。そことの兼ね合いが難しいですね。答えが無いので申し訳ないです。そういう事です。

ベストチャンスというのはコミュニケーション環境とかツールの話ですね。皆さん充分工夫されているかと思いますが、改めてご本人が意思の決定が実は出来ていて表出のところで躓いているかもしれない視点を持って頂ければ良い話です。

もう一つは、意思決定支援って話は、これもいつも意識して話しているのですが、意思決定支援というのは意思決定してもらわなければ成立しない支援なんです。当たり前ですけど。そうすると意思決定して貰いたくなっちゃうんですよ。なんで私はこんな言い方をしているかという強いられてるという感じ方をされてしまわないかなと。

これはたちまちに我々、障害が無い言う人の場合で考えてみても、そういわれてみると「まあいつかは決めないといけないだろう」と思いながら右でも左でもなく上でも下でもなくこの辺に宙ぶらりんとなっている決め事がある訳ですよ。決めないとか、決めたくないとか、今じゃないとか、いろんなエクスキューズがこの辺にズーっと漂っている決め事がある訳ですね。それは良い訳ですよ。

だから、意思決定支援は意思決定支援だから意思決定して貰わないと困るんだけど、一つ重要なポイントは、「今は特にいいや」というのも意思の決定で、もちろん期限は決まっています相手方があって決めてもらわないと「あんた大変な目になるよ」という事は決めてもらわないとなんですけど、まあさっき言った入所施設とかグループホームから地域生活に移る移らない話なんかもそうかもしれません。今日決めて貰わなければ困るという話でなければ、今じゃないっていうのは、それはそれで大事な本人の意思だということですね。もちろんそこで胡坐かいてちゃいけないですけどね。決めたくないというのは決める材料が足りないから“今決められない”という意味かも知れないし、本人からの“今じゃない”というのは色んな理由がある訳ですけどね、そこの所は見てもらわないといけないけど、何でもかんでも「今日決めてくれ」という話で迫りすぎると、それはやや脅迫的になっちゃう可能性がという事ですね。

私なんかは、お待ちする姿勢は結構大事かなと。時が来る、ただもちろん時が来るのをただボケーっと待つ訳じゃないですよ。時が来やすくなる様な情報の提供の仕方とか、時が来やすくなるようなご提案の仕方とか、もちろんしてもらうのが前提ですが、ここまで提案したんだから「さあ決めてくれ」という話で迫り過ぎない方が良くかなと個人的には思います。意思決定支援のもうちょっと細かく話すと、もっと色々マニアックで面白い話があるんですけど、もう一つテーマを今日、用意したので合理的配慮の話を少ししたいと思います。

なんで合理的配慮の話をここでしたかというのと、ともに生きる共生社会の実現に向けた合理的配慮でさらに社会実装なのですね。今日は支援者の方向けにお話しをするので合理的配慮について何か具体的に細かい話をするつもりは無いです。なんでかというのと障害福祉サービスというのは合理的配慮を提供するのが前提の場だからです。個別支援計画というのは極論すると利用している A さん B さんに対して我が施設はどういう合理的配慮に基づいて援助を行うかとまとめたものです。

なので個別支援計画を立てるというのは合理的配慮がなされている前提なんですね。だから皆様の職場において、時折聞かれるんですけど「事業所でどう合理的配慮すれば良いんですかね？」聞かれるんですけど「合理的配慮してないんですか？」逆に聞きたくなるんですね」合理的配慮前提ですね障害福祉サービスは。でないと個別支援計画書けないですもんね。

だからその所は細かく言うつもりはないです。ただ基本の考え方と、だからこそ支援者の皆様にぜひお願いしたい事があるので取り上げました。それは「ともに生きる」所に繋がっていきます。

まず、ざっくりしたご説明をしますね。障害者差別解消法はそんなに難しい法律ではございません。総合支援法みたいに細かく給付のルールを決めているとかそんな法律ではない。簡単に言うと「差別はしないでくださいね」「必要な配慮はしてくださいね」しか言っていません。差別解消法。まあ法律的に言うと不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提起を定めている法律です。

ただ、それをさあやってくれと言っているだけじゃ事が進まないの、具体的に進める為の仕組みを法律で定めていって、例えば制度全体の基本方針、これは私が内閣府に連れていかれた時に作ったんですけど、そういうものを作るにルールをまず作ると、それから行政機関は対応要領を作る、神奈川県内の市町村は対応要領を作っています。要するにマニュアルですね。

行動マニュアルを作る。事業所の方向けには対応指針を作る。これは省庁が作っています。なんでかという業態ごとに所管が違うからですね。だから障害福祉サービスを含む福祉サービスの分野は厚生労働省が対応指針を作っていて、ご覧になった方はおられるかもしれません。ガイドラインを作る、というふうにルールブックを定め、相談あるいは地域の連係体制を構築、啓発、情報収集といったような周辺環境の整備を法律で定めて行く。こここのところだけです。非常にシンプルな法律で条文も40条か50条位しかない、総合支援法に比べれば、うんとコンパクトな法律なんですね。なので皆様の日頃の生活を考えた時に差別的な取り扱いしている訳がないのであって、障害福祉サービス事業所において障害者を差別的に取り扱うという事は、「あなたは障害者だから、うちの施設は使わせない」ということですから、そんなことしたら潰れますよね、ありえないですよ。

ただ悩ましいのは「あなたの場合は受けられますよ」をどう考えるか。行動障害が顕著な方とか医療的ケアをとっても必要な状態の方がどこぞの事業所に行くと「ああ。すいませんウチは行動障害は見られないんです」と断られるケースが残念ながらあるんですけど、あれをどう考えるか、それは別の話になるんで一端置いておいて、「あなたは障害者だからうちの施設は使わせません」なんていうのはあり得ないから、差別的取り扱いが起こりえないんです、一理的には。

合理的配慮も申し上げた通りで、必要な配慮を基礎として個別支援計画を立てる訳だから合理的配慮は提供されているのは当たり前、だから障害福祉サービス事業所における支援者の皆さまの立場における差別解消法の対応は事業所とか仕事の範囲においては、いらぬとは言いませんよ、お客さんに障害者が来られるからその場合には来訪者である障害者に対してどう配慮するか、これありますけど、日頃の生活でそこまで強く意識する必要はそんなに無くて良いです。大前提ですね。

その上で事業所の皆様にぜひ知っておいて頂きたいのは、世間一般ではこの法律の差別的取り扱いや合理的配慮はどういうふうに受け止められているのか、これはぜひ知っておいて頂きたいんです。

これは法律の目的ですね。私が言った共生社会の実現を目指す法律です。共生社会とは何かというと障害者基本法に定義が置かれていて、この下線の部分ですね「すべての国民は障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」これが共生社会の定義ですね。これを目指すための法律が差別解消法ということなんです。

もうちょっと柔らかくいうと「お互いの事を理解、尊重して嫌な思いをせずに気持ちよく暮らす事が出来る地域」これが共生社会の意識になります。これを目指すという時に何が必要かと云うと、まず気持ちよく暮らせないような差別はいけないということです。正当な理由も無くお店に入れないとか、物を売らないとか、契約を結ばないとか、条件づけをするとか、こういうあまりにもあっちゃこっちゃでやられちゃうと障害のある方は気持ちよく生活出来ませんよね。だからこれは禁止だと。

あるいは、車椅子の方が自力で段差を乗り越えられなかったり、目の見えない人は周囲の様子を把握出来ない、もしくは文字が読めない、耳の聞こえない方は聞こえない訳だからいくら話しかけても聞こえない、こういう事は生活上の困りごとになる、生活上の困りごとに対して手助けしましょうねというのが合理的配慮なんです。

なので、あえて手助けってライトな書き方をしましたが、世間一般的にいう合理的配慮は基本的に手助けレベルなんです。障害福祉サービス事業所における手助けはさっきからしつこくいってますが個別支援計画に盛り込まれるような、「あなたの場合にはこういう状況でお困りがあるから、我が施設ではこう支援します」かなり踏み込んであるんです。だからかなり質が高い、レベルが高いんですよ。障害福祉サービス事業所における合理的配慮は当たり前だけどレベルが高い、けど八百屋とかショッピングモールとかスーパーマーケットとかレストランでする合理的配慮は、それは無いから、利用者の個別支援計画は作らないから、だから基本、手助けレベルなんです。これ大事な視点です。

ついつい障害福祉サービスのプロの皆さまは、自分たちが日ごろやっている配慮が世間一般でも行われているだろう、もしくは行われるべきだと思いがちなのですが、そうではないですね。残念だけど実態です、これはしょうがない。あまねく対象にするには、あまねくレベルじゃないといけないのです。手助けレベルということですね。

あとは法律の対象は個人単位じゃないというのは結構重要な視点です。組織団体の単位です。全くの個人まで対象にすると憲法に引っ掛っちゃうのですね。憲法は思想と言論の自由を認めていますので、とても残念ですが、個人単位で障害者が嫌いだというのは憲法上認められた権利なので、これはしょうがない。残念だが、もちろん啓発はすべきだが。ただそれをね JR が障害者は嫌いだというのは困るんですよ。JR が障害者が嫌いだか

ら東海道線乗せないじゃ生活が回らないですよ。だからそういうのはやめてください、組織とか団体が対象ということなんです。

ただ恐らく皆様が日ごろ、ご家族、ご本人と接しているとそういう相談、嫌な思いをした相談が多くの場合、個人単位だったりするので、お店で嫌な思いをしたというよりあの人に「実はさあ、あんな事を言われて頑張っているのに、なんであそこまで言われないうけないだよ」みたいなね、「一緒に行って文句言ってよ」みたいな事を言われちゃう可能性もあるんですけど、もちろん文句言ってもらっても良いんだけど、それは差別解消法の切り口では残念ながらならないですね。個人は対象外という事です。



あと逮捕、処罰の規定はないと、これはそもそも法律の趣旨を考えればね、お互い人格と個性を尊重するための法律だから、お互いにだっいてるのにお前は逮捕みたいな事を言ったら相互性が無くなっちゃうから、逮捕、処罰は無いという事です。

ガイドラインがあるのでガイドラインを参照しましょうという事と、ガイドラインにあまりにも違反していると所管省庁からご指導が入ります。障害福祉サービスの事業所で厚生労働省からおたく差別してますか、とご指導入る事はないと思います。万が一入ったら相当のことですよ。さっきから言っているけど、「あなた障害者だからうちの施設使わせません」と言っている訳だから。そこまでいくとご指導が入ります。ただ、そうは言っても罰金止まりですね。

差別解消法はしつこい様ですけど、お互いの事をお互いに相互に人格と個性を尊重する事を意識しているので逮捕とか、とんでもない金額の慰謝料とかは無いですね。ただ他の法律はありますよ。すいません余談になりますが、この説明すると特に障害者団体に説明するとややがっかりしたリアクションになるのですよね。「まあ、そうは言っても差別解消法はその程度か、お咎めくらいかと」と思っている方が居るのですけど、じゃない法律は全然違うのです。

実はある観光地で、横浜、鎌倉ではないから県外ですけど、こういう事例があったんです。目の不自由な方が盲導犬ユーザーだったのですよ。盲導犬を連れてタクシーに乗ろうとしていたのです。タクシーの運転手がこう言ったのです。「あんたは乗っても良いけど犬は置いていけ」というのです。あり得ないですよ、あり得ないから視覚障害の方が言ったんです。「いやいやいやそういう問題じゃなくて、私は盲導犬と一緒に安全確保しているから」。もう一人目の見える方もいたらしいのですけどね、盲導犬というのは私のパートナーなので問題ないです。ちゃんとブラッシングもしているし、服も着せているでしょ？って盲導犬って洋服着ているじゃないですか？おしゃれで着せているのじゃないですよ。盲導犬ユーザーは洋服着せなきゃいけないです。毛を落とさなきゃいけないのです。動物だから絶対落ちないことはないけど盲導犬ユーザーにはブラッシングと洋服を着

せる義務が課せられています。それぐらい盲導犬ユーザーの方はできる限り、毛が苦手な方もいるでしょうから、そういうことがないようにしているのだって言ったの。だけどダメという、毛の一本も許さない、だから犬は置いていけ、乗れなかった。当然怒ります。怒ったので、その人頭いいなって思ったのだけど一緒にいた同行者が頭良かったのかも知れない。市町村に言っても多分駄目だろうと、なにしろこれだから。これ止まりだから、どうしたかっていうと陸運局にチクったんです。タクシーの所管は陸運局ですね。陸運局にチクったら陸運局も流石にそれはまずいので、タクシー会社に確認をとった、そしたらそこは正直に答えたらしいのですよ。「〇〇駅で盲導犬は毛が落ちるから拒否しましたよ」って言って事実を確認したら、なにが起こったかって言ったらそのタクシー会社2週間、営業停止です。

それは差別解消法じゃないのです。旅客運送法違反なのです。別の法律が出てくるのです。旅客運送法違反だと行政処分です。2週間営業停止なるんです。タクシーで2週間営業停止って結構キツイですよ、という話なのです。やっぱり酷いものに対しては、それなりの別の法律でお咎めはあるのだけど、差別解消法はお互いに話し合いをしてもらうっていうことを前提にしているということですよ。

あと相談窓口、これは情報として知っておいていただいた方が良いかと思ったので、基本的には各施設がある市町村に相談してもらうで良いのだけど、なかなか市町村も相談のノウハウが溜まってないので相談を受けても、どうして良いか、良くわからないとなりやすいので、実は内閣府は直轄の相談窓口をいま試行的にやっています。「つなぐ窓口」っていう名前ですね。文字通り、繋ぐための取り次ぎ窓口なのです。どういう取り次ぎをするかという相談したい方は障害のある人のご自身でも良いし、家族でも良いし、支援者でも良いし、もちろん事業者さんからの相談を受けます。

例えば障害者側だったら、あそこの店でこういうことを言われて、おたくは対応できないと言われたのだけど、ちょっとおかしいと思う。ただあそこのお店が一体誰が所管でどこに相談して良いかわからないと、クレーム付けたいのだけど直接のクレームじゃなくて、所管のところにクレームを付けたいというような時はわからないですよ、その障害者側はね。だから「つなぐ窓口」に相談してくださいね。

それならば内閣府が責任を持って探します、内閣府の実際、委託だけど。どこに当てを付けばいいか、その当てを付けばいいところにあらかじめ連絡しときますと、どこそこの誰れさんがこんな話で困っているってうちに連絡があったから、うちからおたくを紹介するのでいずれ連絡がいきますよということで取り次ぎまでした上で相談者に返すという窓口なのです。

だからさっきの支援者の立場で、「あそこであんな酷い目にあつたんだよ。もう許せない」みたいな話になったら「そうかそうか」って言って、でもどこに相談すれば良いかわかる？「わからないよ」って言ったら「じゃあわかった、ここに相談しようか」と電話して聞いてみようっていうので全然OKということで、なんとフリーダイヤルでございま

す。心ゆくまでご相談していただいて大丈夫です。あんまり心ゆくまでっていうと内閣府に怒られちゃいますけど要点を絞って相談していただければと思うのですが、フリーダイヤルなのでお金はかかりません。メールとかでも結構ですということで一応連絡先今日ご紹介しておきます。

なので皆様の立場では、まずこういう窓口の存在を知っていただいてそれで利用している方とか関係する方から「いやこんな目にあっちゃったんだけど、どうすればいいのかね」と言われたら「いやこういう窓口がありますよ」とご紹介いただくとワンランク上の対応ができるのかなと思ったのでご紹介しておきたいと思います。

それで合理的配慮ですね。これがさっきから言っているお話で、今日割とこれが最後メインになるのですが、「合理的配慮」というのは、法律上はさっきも言ったように手助けなのです。もうちょっと固い言い方すると、社会的障壁の取り除きを求める意思表示があった場合に個別の状況に応じて講じられるべき措置という難しく書こうと思ったらいくらかでも難しく書けるという典型例です。一応必要な要素は全部入っていて、まず「社会的障壁」つまりバリアです。障害があることによってバリアになることがあるわけです。

ちょっとわかりやすく身体障害系の方を例に出すと車椅子の方であれば「階段」もうこれはバリアなのです。自力で上がれないですからね。上り下りできないですね。これを取り除いてほしいと、つまり「自力で上がれないから悪いけど、運んでくれない？」と言われるとこれは「意思表示」になるわけです。意思表示に対して個別の状況で対応できそうなものを対応する。措置って書いてあればその場合は手助けをする、というのが合理的配慮の法律上のルールです。なので基本的にはバリアがないのだからっていうのだったら、もちろんお手伝いはいらぬし、例えば同じ車椅子の方でも車椅子バスケットとかやっていて上半身パンパンの方いるわけですけど、その方はちょっとした段差だったら自分で超えていきますよね。だから電車の乗り降りとか介助員つけてないじゃないですか？あるいはバリアがないから合理的配慮はいらぬわけですよ、いらぬものはやらなくていいと。逆にいうと車椅子イコール段差が超えられないっていうわけでもないから段差が超えられない人なのか超えられる人なのかはエスパーじゃないから言ってもらわないとわからないわけですよ。

だから意思表示が必要なのです。困っていますって言ってもらっているのは、そういう理由なのです。同じ段差でも超えられる人と超えられない人がいる。例えば目が見えにくっていう障害も全盲の人なら全く見えないけど弱視の人なら拡大文字が必要なのですよね。必要なものが変わりますよね。だからそこは意思表示してもらっているのが大前提ということになっているわけです。ただ意思表示って言われると、たちまちに知的障害の人は困っちゃってご自分で上手く言えないということがありますが、その場合は家族や支援者が補佐するのはOKなので、その意味でいうと皆様が利用している方と一緒に出かけ先で、もちろん職員が全部1から10までやっちゃってもいいのだけど、ここはちょっと合理的配慮してもらおうじゃないかと、例えばレストラン側になんかやれる

ことがあったらやってもらおうじゃないかっていうのだったら皆さんから意思表示するで大丈夫です。この方は〇〇××の状況なので、例えばけどメニューだったら店員さんと呼んでタブレットで注文するのが難しいから悪いけど店員さんにきてもらって指差しで注文でいいかい？というのはやってもらえるのだったらやってそれは合理的配慮です、その場でできます。そういうことですね、支援者の方から配慮を求めてもらっても OK です。

ただ、いずれにしても意思表示があってからやるので基本的にはその場でできることになります。だからやっぱり手助けレベルが多いわけです、ということになるわけです。合理的配慮を柔かく良い替えると障害ゆえのバリアを取り除くための手助けであり、障害のある人からの配慮の申し出があったら対応するということであり、そして、とはいえ、やりたくてもやれないような状況はあると蓋が重い場合これはもうどうにもならないので、もうこれはごめんなさいということになります。もうこの辺はしょうがないです。

例えばさっきの車椅子の方が例としてわかりやすいですけど車椅子って必ず前後左右で4人、人が最低必要です。よっこらしょって持ち上げないと危なくてしょうがないですよ。だから車椅子の方が段差ですよっていわれたら人が4人必要なのです。ところが今事務所に2人しかいない。物理的にできないこの場合は負担が重いついていう法律上負担が重いついていうことになるので、すみません無理ですというのはありえるのですね。

あとは業務範囲を逸脱した場合というのはちょっと難しいのですが、要するに配慮かもしらんがそれやり始めちゃうときりがないでしょうっていうのは外してあるとということです。

例えば鉄道の駅で目が見えない方が電車を利用して、駅に着いたら急に雨が降ってきたと、その方は、傘は持っているけど、傘を持って白い杖ついたら両手塞がります。実は飯を買いにいきたいという時に駅員さんに「あなた悪いけど、私の弁当買ってきてくれ」と「見ての通り私は白い杖ついて傘差すから弁当持てねえんだよ」と、「あなたは傘を持って弁当持てんだろう」と「私のために弁当買ってきてくれ、それが配慮っていうものだろう」というふうにもし言ったとしても買いに行かないですよ、当たり前です。買いに行かないですよ、ただなんで買いに行かないかっていう話ですよ、それはなんでかという鉄道会社の業務範囲を逸脱しているからです。配慮かもしれないけどそれを「いいですよ」といつちゃうと鉄道会社は弁当を買いに行くのかっていう話になっちゃうので、それはあくまでもそれぞれの業務の中で行う業務範囲、その業務範囲の中ですべきことが合理的配慮ですっていうルールになっています。

ちょっと細かくいうといろいろあるのですが、ただこれは逆に障害福祉サービスの場合にはとっても悩ましくて、障害福祉サービスは基本的には生活全体の支援をすることが求められるので、どこまでが業務範囲なのかねーと言われると配慮と言えば配慮かもしれないし、これはサービスの中に入ると思えば入るかもしれないし、「これはどっちにも入らないけどやった方が確かにいいわな、じゃあやるか」みたいなねっていうケースは正直あるのです。ただ一応法律上のルールは業務範囲を逸脱するところまで配慮だってい

うことにしちゃうとなんでもかんでも青天井になっちゃうのです。青天井は無理だから、それはしなくていいということになっています。

さっき言ったように申し出はいろいろな方法で全然かまいませんと、ただ言われてから基本やるので、その場でできることが中心になると、ここまでは基本の考え方です。

7番（資料24ページ・スライド44）が実は皆さんが関係するところで、言われてからやる手助けだったらそんな個別支援計画の話は結び付かないじゃないかと思われるかもしれませんが、今の話は一見さんなのです。一见さん向けの合理的配慮は今私が説明した内容で終わりなのです。

ところが関係性が長期にわたる方がいて障害福祉サービスの利用者というのはまさに関係性が長期にわたるわけなのです。関係性が長期にわたる人に対して合理的配慮が原則論だけで話をするとなんか起るかっていうと困る度に困ったといわせなきゃいけない。そんなことあり得ないです。残念ながらちょっと段差が残っている施設があったとして、車椅子の人が段差こえられないと最初はしょうがないです。ちょっとすみません段差なんですけど言ってもらわないとわからないから、すみませんって言って段差こえるんですけど、それって5年10年通っているのに段差のたびに「すみません段差なんですけど」って言わせますかという話です。言わせませんよ、それはねって話なんです。

だから長期にわたる関係性の方に関しての配慮は一见さんとは異なる対応にやっぴりなのです。それは何かというとやっぴり質が上がっていくはずなのです。もうちょっとと言うと言われなくてもやりますよねってということなのです。その言われなくてもやりますよねという原型例は個別支援計画なのです。それは別に障害のある人からなんか困っていますとか言われて、作っているわけじゃないです。どちらかというと事業所側から労働的にアセスメントをして、それでこの方の困りごとはどうもこの辺でありそうだっていうことがわかって、そこが少しでも前に向くようなことをどうやって支援できるかをまとめたのが個別支援計画です。言われなくてもやっているわけです。なんでやっているかということ関係性が長期に渡るからです。関係性が長期にわたる方への合理的配慮は言われているからやるんじゃないかと、言われる前からやれることはやりましょうというような話になってくるというそういう話になります。

これはちょっと一般論の話なので、今日はさらっとにします。合理的配慮ってあんまり難しく考える必要ないですよってということでこれは特に企業の方とかお店の従業員の方向けの研修会では必ず話をします。平たくいうと顧客対応と変わりませんと言っています。なんでかという、ほとんどの大きなスーパーとかお店には従業員向けの接客マニュアルがあって、そこには必ずこう書いてあるのです。「お困りのお客様がいたら積極的に声を掛けましょう」って必ず書いてあります。それが書いてない接客マニュアルなんかあり得ないですよ。お客様がお困りだとしても職員が一顧だにせず職務に専念しましょう、なんて書いてあるわけじゃないですよ。困っている方がいたら声かけますよね。

だからその通りにやればいいんです。お困りの具合の方がいたらどうしましたかって声をかければ良い、なんぞお困りですかって声かければいいのです。なんぞお困りだったらなんぞ困っていること言ってくれますかっていうと、向こうから「私は実は目が悪いのでトイレの場所がわからない」のだと、「じゃあお連れしますよ」と。

ただそうは言っても先様の希望を聞いた結果いや言われた通りの対応はできないなというような話が当然出てきますから、その場合は建設的対話っていう考え方が合理的配慮では差別解消法では重視されています。

これはもしかすると障害福祉サービスの現場ではいわゆる利用者の本人とか家族とのコミュニケーションの取り方なのかもしれません。どういう考え方かというと、合理的配慮ってできるのかできないのかで考え始めるとできないことの方が多いです。障害のある当事者の方から言われて、なるほどなと思ったのですが、特に長い期間、障害の状態である人、特に先天性の障害なんかそうなのだけど、そういう状態の人って例えば目が見えない人は前から見えないし、今も見えないし、この先も見えないのです。聞こえない人も前から聞こえないし、今も聞こえないし、この先も聞こえないのです。そういう状況でずっと暮らしているから障害者側からしてほしいと思う合理的配慮の申し出は自分にとってベストなやり方を提案するわけですよ。

例えば点字使っている人だったら点字にしてくれっていうんですよ。手話がメインの言語だったら手話で話せますかって聞いてくるのです。だけどそれは負担が過重です。点訳なんかできる人いないし、手話なんかできる人少ないわけだからそうするとできません。つまり過重な負担になっちゃうのです。過重な負担は断っていい理由にはなるのです。だけどそうするとできない例ばかり積み上がっていつちやうから共生社会の考え方からいうと大変残念な状況なので、だからできるできないの二言論で考えるのじゃなくて、できる範囲で対応可能な代替案を提示しましょうね、っていうのが建設的対話と呼ばれている考え方です。

これは分かりやすい版で作っていますから、すごい分かりやすい例で言っていますけど、視覚障害の人が「この資料点字にしてくださいよ」と言われた、だけど点字にできる人は全然いないわけです。だから過重な負担だからやらなくて良いのだけど、それで終わりにしないで「いやいやいや読むことならできますから、あなた IC レコーダー持っていますか、良いですよ録音してもらって」というふうにすれば代案の提示になるわけです。これが建設的対話ということになります。多分超分かりやすい例で言いましたが、おそらく皆様の支援現場でも類似することは起こり得ると思うのです。

例えば本人ご家族からこういう支援をしてほしいというふうな名義的な要望があるのだけど、「それは今うちの体制ではできないよ。だけどここまでならできますよ。」と要はやりとりキャッチボールです。キャッチボールしましょうねということです。そうすると今度対話なので視覚障害の人側が判断するのです。そうか本当は点字が良いのだがな、しかし IC レコーダーで後で聞ければいいかっていうふうになるとじゃ読んでもらえますか

ね、と言って録音しますと言ったら対話によってできそうなことが探られて合理的配慮が提供されるってこういう流れなのです。一見さん向けの合理的配慮なら多分皆さん自然にやっているのです。だからこれをいかに意識してできるかっていうのが大事だっているのがいつも申しあげていますということです。過重な負担な話はさっきしたのでとぼします。合理的配慮の事例集はあとで見てくださいということです。

ここから先がですね、皆様にぜひお願いしたいことの合理的配慮関係の二つなのです。

一つ目、知的発達障害領域の合理的配慮をどう考えるかっていう話なのです。これはもちろんさっきも言いましたが、基本的には申し出を受けてからやるのです。すごい細かいことはできないのです。ただ、だからって言ってやらないのかって言われるとやっぱりやっていただきたいわけなんです。その時に重要なことは合理的配慮というのは手伝うというふうに理解されがちなのです。間違いじゃないです。最終的には手助けするのだけど、正確には見つけて手伝うのです。これは合理的配慮に関しては一切の例外はありません。100%見つけて手伝うのです。

ただ身体障害系の合理的配慮は見つけるのが0.1秒で終わっているのです。例えば車椅子の人が自力で階段に上れないというのは100人いれば100人知っている常識だから見つける手間はかけてないのです。目が見えなきゃ文字が読めないのは100人いれば100人知っている常識だからアセスメントなんかいらぬのです。

だけど見つけてはいるのです。段差は無理っぽい、さあ手伝うか、だからさもいきなり手伝うように思っているだけで、実際には自力で段差はこえられないというアセスメントをしています。その結果必要な援助はよっこらしょって持ちあげることだっていることがわかるから、実働である手伝うということに結び付いているだけなのです。



だから構造的には一切の例外なく見つけて手伝うのです。その考え方だけでも周囲の方にお話するときにしていただけると嬉しいなと思っています。なんでかというとなんて知的発達障害領域の合理的配慮は、見つける所がとっても厚みがあるからです。

合理的配慮自体の構造には全く変わりはないのだけど、車椅子の人は困っていること外形的に特定しやすいから、0.1秒で終わり、さっさと手伝おう、だけど、知的発達障害領域の場合には、まずアセスメントがないと、なんで困っているのかよくわからないという事なのです。感覚過敏になのかも知れないし、もしかしたら中にも聴覚によった過敏性があるかも知れないし、場合によってはある事象がトリガーになっているのかもしれないし、とくにパニック系は、それが多いです。

そのアセスメントをしないと、何を支援環境調整すればいいとか、何を配慮しているのかわからないのです。分からないとほったらかされやすいのです。そこは、ぜひ改善して欲しいなと思っているので、だからといって八百屋の親父に、応用行動分析してくれとは言えないですよ。それはいいです、そこをあえて言わなくても。ただ、八百屋の親父さんとか駅員さんとかが「知的障害とか発達障害とかなんにも分かんないですよ」みたいな事になっちゃっていたり、「そうかも知れないけれど困っているのだよ、困っていることが分かりにくい人達なんだ」ということだけでも伝えていただくと、「ああそうなのですね、なんか別に気が向いたからわーわー一言っているんじゃないのですね」みたいな事だけでも分かってもらえるのはとても大事だなと思っています。

あともう一つはご関係の方が今日いないことをお祈りしながらお話ししますが、このプロセスが実は一番必要なのは学校なのです。学校、支援学校、支援学級ですね。そこで教育的な関りをする時の、困りごとが大体多くの場合出てくるのですが、特に支援学校、支援学級にいるお子さんはね、知的発達障害のなんらかの要因によって、例えばなんか色味が濃い色は絶対使わないとか何か体育で着替える時だけ大パニックになるとか、多分感覚過敏なのだけど、というようなことが起こるわけです。

その時にいつまで経っても着替えができないなんてありえないとあって「うちはもう厳しく着替えられるように指導しているんです」とかいう教諭に当たっちゃうと、これはまた残念なことになるわけですよ。残念だって、もう昨今の残念は強度行動障害という形で具体的に本当に困った状態になりやすいので、これはなんとかして欲しいのだけど、本当は、これは教員の方に特に支援学級だね、支援学級で教員の方に、これは相当しつこくいつています。研修のチャンスがあればね。あんまりしつこく言うから最近、神奈川県教育委員会から呼ばれなくなっちゃったのだけど、呼ばれる限りしつこくいつけますよ。できればみなさんもお出会いする機会があったら、この話は明示的、暗示的それとなくでもなんでもいいから伝えていただきたいです。多分だけどこれが一番欠けていたのは学校です、だけど学校って長期にわたるお付き合いになるからアセスメントする時間はあるのです。肉屋の親父じゃないのですよ。学校の先生は。

だからやっぱりアセスメントをどこまでそこに取り入れられるか、しつこいようだけどなんでもかんでも当たり前になるとは限らないです。アセスメントをやったけど行動変容が起きない場合もあるわけですよ。それは変容が起きなかったら、はずれなのだからやり直せばいいのです。それで行動変容がはずれの行動変容になっちゃう場合もあるのです、それもやり直しですよ。それでより本人のストレスが少ない行動変容が見られたら強化するのです。そういうのは皆さんに言うまでもないですけど、これを学校でやってもらえれば結構大事、なのでそこはちょっとみなさん「そういう構造になっているのね」ということだけでもいいのです。教員の方、教員の方あんまり正直知らないのです。

こんな話を、だから教員の方に向けてすると「ああそうだったんですか」という感じになるのです。環境整備とかは結構頑張ってやってくれているのですが、なんか個別の

合理的配慮の進め方は、ちょっと「ん？」ってなって、ずっとけちゃうことが多いので、ぜひ皆さんからもお伝えいただければと、それが一つです。

あともう一つは、ぜひ皆様をお願いしたいのは、この支援者の立場でどうやって合理的配慮を、社会気質を知っているかという視点です。これが最後の話になります。

一つはさっきから言っているそのアセスメントの重要性をぜひ、皆様の支援現場ではもう言うに及ばず、なんであえて言いませんけど、教育現場に広げていただきたいということです。指導的に本人を変えるのではなく、それは環境を変えてくれっていう、もう本当に文字に書くのも申し訳ないぐらい当たり前な話なのですが、残念ながらまだ指導的に「本人を変えればいい」というふうに結構割とピシッと言いきっちゃう方がいるので、まあ学校だけどきさっていうことでそこは、なんかそこはそうじゃなくてねって環境で全然違うのですよって。一番多いのはタブレットですよ。タブレットは、いつまでも使えるわけじゃないですから、タブレット抜きで意志表示ができないとか、「本人が困るんです」とかって言うと結構、きっ！て言い切っちゃう方がいるので、じゃあ社会人になったらメガネ外すのか皆とそういうものなのだと思うタブレットは、というふうに言わないけど思っているのだけどという感じです。

あともう一つは「セルフ・アドボケート」です。これは自分から配慮を求めないことが結構大事なのです。だから一番いいのが知的発達障害の状況の自己理解があって、「僕はここで困っているので、ちょっとすいません、音は静かにしてください。」とかって言えば最高、してもらえるかどうかわかんないけど、そのセルフ・アドボケートの所は、ご自身から意思表示できそうであれば、そここのところは日頃から意識してもらってということで、後はもちろん言語コミュニケーション難しい方はたくさんおられるので、そのサポートをどう構築するかっていうのが二つ目。

三つ目が割とぜひお願いしたいことで、特に障害福祉の分野では、合理的配慮っていうのは当然、前提で提供されているのだけど、さっきから言っているけど、肉屋の親父とか駅のお兄ちゃんとか八百屋のおばちゃんとかにもやっぱり広げて行ってほしいわけです。何でなのかというと、福祉サービスの事業所で過ごしているのは一日の中で多くても三分の一ですよ。

だから残りの三分の二はじゃない所にいるわけです、だからその残りの三分の二のじゃない所に合理的配慮がいかに広められるかっていうのが大事な視点だなと思っています。ただしつこいようだけど、肉屋の親父に応用行動分析してくれとは言えないから、そうすると、それをしているのは皆さん、そうすると皆さんにぜひお願いしたいのは、皆さんは、プロフェッショナルとしてアセスメントに基づく配慮はされている訳だけど、それを、ちょっとあえて今日はこういう言い方するけど素人でも分かるようにしておいて欲しいです。プロの技を素人に分かるように伝える、これ結構難しいことなのですが、もうちょっとというと、ここだけは押さえて欲しいっていうところを抽出するっていうことを経

て、ぜひ各ところの商店街だったり、交通事業者さんとかに研修会があるのだったらうち行きますというふうに言っていたら、広まって行くかなと思います。

私の肌感覚でいうと特に去年あたり、去年って、だいぶもう一年、実二年前だけど、から、急激に民間企業からの研修会のオファー増えています。私はまあ一応、今が全国の育成会だからどっちかというと事業所団体とかから呼ばれるのです。だからびっくりしたのは、自動車販売業協会から呼ばれているのです。自動車販売業協会か、そしたら、今度全国銀行業界、全銀協、そこに呼ばれていたりとか。あとこの間は、一番びっくりしたのは日本劇団協議会、演劇ですね。劇団の集まりですね。というふうに各分野で、合理的配慮って義務化されたしどうすればいいの、というのは、関心は高まっているので、皆さんから売り込んでもらっても、商店街とかもしかしたら関心持ってくれるかもしれないですね。もしくはそういうのは、役所にやらしてもらえばいいですよ。役所は啓発義務があるから、だからうちら講師やるから役所の方で研修会組んでくれと、呼ぶのは役所で呼んでくれと、役所が呼べばそれなりに来ますから。それで皆さんがプロの技を素人に分かるように伝えてくれればいいと、これが結構大事なお役目になるかなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それが最終的に目指しているのは、さっき言ったその「ともに生きる」社会の実現でございまして、これはどこの研修会で、この話をすると凄い雰囲気重くなっちゃうんですけど、でも事実だから言いますが、2065年にはですね。どんなにどんなに好意的な、今残念ながら大変悲観的なものだけど、どんなに楽観的な人口推計でも、4人に1人は75歳以上です。今の出生数80万は割っていますけど、今の出生数で行くと4人に1人じゃなく3人に1人なんです。3人に1人は75歳ですよ。凄い世界ですよ、あと40年、あと40年経つとそうなるんです。そうなったときに老人性白内障がちょっと視覚障害なのですけど、老人性難聴の人は聴覚障害なのです。それで、脳梗塞とかやったらもうたちまち肢体不自由、認知症だと精神障害です。内臓の機能の低下とかも当然ある中で、例えば、視力障害の人向けに文字ポイントで大きいチラシを作れば、結果的に目が見えにくくなくても高齢者にも有効とか。

例えば聴覚障害の人を想定して、筆談対応とか指差し注文の仕組みを作れば、そこは当然目が遠くなったって高齢者の人でも有効だ。あるいは知的障害の人を想定して出来るだけ分かりやすい文章と、イラスト写真がいっぱい入っている案内を作ったら結果的に子どもと外国の人、軽度認知症の人なんかにも有効だということで、まあもちろんこれは幅広い障害の領域をお話するために作ったのだけど、今日に関してだけ言うと一番汎用性が高い人達って知的発達障害ですよ。子どもと外国籍の人にもこれ効きます。観光分野、今インバウンドの時代ですから、そうやって考えていくと、実はぜひ施設協会の皆様も、ちょっとじゃあ例えば神奈川県で組んでね、知的障害の人をターゲットに凄く分かりやすい観光パンフレット作りましょうよと、結果的に子どもバージョンでも使えるし、外国人バージョンでも使えるし、もちろん軽度認知症バージョンでも使えるし、だから要するにめ

ちゃめちゃ汎用性の高い物ができる。しかもそれも 40 年たったら絶対に必要になってくるとのことなので、こういうこの合理的配慮の考え方、社会実装をするっていう視点で、ややでもすると、専門性の高い知的発達障害の人への支援っていうのはもちろんそれは、一時的には皆様そこを目指して頂くべき方々なのだけど、しつこいようだけどプロの技を素人にも分かるように伝えと、それっていうのは、合理的配慮の社会実装につながり、だから 40 年後の日本で、神奈川は、あおぞら宣言は日本でもトップバッターで権利擁護の取り組みを進めたわけだけど、今度は新しいトップバッターになりうる取り組みになるのじゃないかなと思って最後にご紹介をさせていただきました。

なかなかね、こういう気づきがないと、合理的配慮って気づけないですね。ぜひ、気づこうとしないと気づくことすらできない、気づこうと出来る方が一人でも二人でも増えるようにぜひお力添えを頂ければなというふうに考えております。

最後に、自分で偉そうに書いていますけど、すいません、これネットで拾った話なので、記録とは言えないのですが、でも物凄く共感したのでご紹介します。教育関係の方が載せていた話なので、どちらかというと教育現場が強く意識された投稿だったのですが、「教え」と「学び」と「気づき」というのがあって、なるほどなと。「教え」っていうのは支援者側、つまり、学校なら教員、答えをもっている前提の考え方です。「学び」っていうのは逆に利用者側が生徒なんですよ、利用している方が答えを持っているという前提の考え方、だから教えるっていうのは、要は指導ですからね、学びっていうのは「ああそうなんですか、こちら勉強になりました」みたいなことだけど、それはどちらかっていうと「気づき」がすごくいいんじゃないかっていうふうに、その方に言っていて、また支援者と利用者、別なく一緒に答えを探すプロセスなのだそうです。

確かにそうだなと思ったのです、今日のその実践報告会は多分、「ともに学ぶ」っていうことはその先には気づきっていうものを共有していくっていう場面があると思うのだけど、多分それぞれの日頃の支援の現場の中にも同じような有り様は、私は、内包されていると思っているのです。何でなのかというと福祉って支援者と利用者がないと成立しないのです。福祉サービスというのは、これはない福祉サービスは残念ながら今のところ存在しないのです。

もちろん共同的に作業するっていうようなことはありますけど、でも、どこまで行っても支援者と利用者なのです。じゃないとそこの報酬が発生しないから、だから報酬が発生する障害福祉サービスっていうのは支援者と利用者がいなきゃ成立しないのですよ。もうこれは制度の仕組みだからしょうがない、しょうがないのだけどそういう世界だからこそ福祉以外の領域との関り、これはたまたま教育から拾ってきましたけど、気づくというプロセスが共有できる領域とぜひ関わっていただきたいというのは思っています。これは、どうしても長くいればいるほどそうなりがちなので、別に支援者と利用者がある世界がだめだって言っているんじゃないですよ、だけど支援者と利用者がある世界っていうのは、そうじゃない世界からみるとまあまあ異質なのです。ですよ。

例えば JR 乗るのに支援者と利用者とかいう概念ないですよ。ないですよ、映画館行ってもないですよ、レストラン行ってもないですよ、こういうのが割と存在しているのって、割と関係性が固定しやすい世界なのですよ。だから病院とかさ、学校とかさ、割と起こりやすいのですよ、こういうの、だからその分野は全体で見るとやや異質なのだ、というようなところの認識はできれば持っていていただきたいということで最後にまとめさせていただきました。

私いつも「変わる制度」と「変わらない支援」って最後に言っています。下の四角の方（変わらない支援）ですね。ここがなんか強固になっていくといいなというふうに思います。ということだと法律制度って変えられるなあっていつも思っているので、地域で当たり前っていうことを実践することが制度にもつながっていくってことで、国が制度化すると大体劣化するのですよね。横浜の方は自アシ(自立生活アシスタント)のことはよくご存じだと思うのですが、自立生活援助って自アシなのです。国が考えた自アシなのですね。劣化版ですね、どう考えてもね、私は劣化版自アシと呼んでいますけど、ただそうは言っても制度化されるプロセスっていうのはあるわけで、そういうことをぜひ実践していただければということで私の方のお話は終わります。

凄いですね、最近凄いですね、時間ぴったりに終われるようになりました。「手をつなぐ」、サポートと合わせて「手をつなぐ」もよろしかったらお読みくださいということで皆さんの資料の中にチラシをお入れしました。団体の賛助会員っていうのもありますので個人で払うとお金は個人持ちですけど、団体だと法人が払ってくれますから。法人の方にずっとチラシを見せていただけたらと思っております。はい、それでは私のお話は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。



第1分科会「ともに育つ」報告

【児童発達支援部会】

実施日：令和6年12月21日 会場：神奈川県社会福祉センター601会議室

司会：坂本耕一（社会福祉法人ル・プリ くるみ学園児童）

助言：三浦郁夫（社会福祉法人至泉会 あけぼの園）・妹尾洋之（神奈川県大和綾瀬地域児童相談所）

記録：大永篤（公益財団法人鉄道弘済会 総合福祉センター弘済学園）

報告1「インクルージョンと機関連携」

報告者 石灘和彦氏・飯干智子氏・時任奈穂子氏・戸塚香代子氏・伊津野ひかり氏
(社会福祉法人同愛会 川崎市中央療育センター)

内容

1. 要旨

川崎市中央療育センターは、地域支援（ソーシャルワーカー）、通園（保育士・児童指導員等）、診療所（医師・看護師）、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職がチームを組み、子どもの発達状況に応じて、ライフステージに沿った支援をしている。「地域を支えるための療育センターと地域機関のつながり」「児童・保護者と地域機関とのつながりをコーディネートする役割」として実施している「巡回訪問支援の実際」について、それぞれの専門職が行っている実践と、今まさに求められている「インクルージョンの実現」のために療育センターが目指す方向性が報告された。



2. 結果

さまざまな職種の専門的視点を駆使し、巡回訪問を通して観察・カンファレンス・研修・保護者支援を行うことにより、発達障害などに関する知識を深め、保育の進め方や保護者支援などについて、地域の先生方と「一緒に考えていける」ような関係性を築くことが重要である。それにより、先生方に「いつでも、だれでも、療育センターが相談に乗ってくれる」という安心感が生まれ、発達に課題のある子どもにもそうでない子どもにも、自信を持って、前向きな保育を実践できるようになる。すべての子どもが地域で安心して過ごせるようになり、その子どもらしい成長につながる。地域で育った子どもたちこそが、「さまざまな人が共存できる」地域を作る。「地域療育センター」として「地域づくり」を目指し、インクルージョンの実現に貢献していきたい。

3. 助言者より

事業所にさまざまな職種の専門家がいて、まず所内でそれらが連携し、そのうえで、みんなで地域に出かけている実践が素晴らしい。児童発達支援センターは、地域の中核機能を担わなければならない。保育所等訪問支援は、保育所や学校などの「相手」との信頼関係が大切である。私たちは、インクルージョンの実現に向けて積極的に地域に出向き、地域からの信頼を得ながら、子どもを中心として、きめ細やかな支援を展開していく必要がある。

報告2「広汎性発達障害のある高機能な児童への支援」

報告者 魚地晃彦氏（公益財団法人鉄道弘済会 総合福祉センター弘済学園）

内容

1. 要旨

対象はAさん。IQ90、広汎性発達障害・AD/HDの診断を受けている4歳児。母への暴言や暴力、頻繁な放便や嘔吐、強い偏食や同一性の保持、感覚過敏などにより在宅生活がむずかしくなり、保育園年中のときに弘済学園に契約入所となった。小学3年生の年度末で退所、在宅復帰となるまでの4年半、施設入所支援を提供する中で、Aさんに有効だった支援を整理して報告された。あわせて、家族支援についてもふれられた。



2. 結果

ご本人には、①自信を育む支援、②不安心理への理解と、分かりやすさ（構造化）の提供、③担任主導の要求の受容、④「ダメ」を伝えるだけでなく、『なぜ』と『どうすべきか』を伝えること、⑤遠くにある大きなご褒美よりも、近くにある小さなご褒美を示すこと、この5点が有効だった。

また、ご家族には、①構造化されたスケジュールでの過ごし、②玩具を与えすぎないこと、③「がんばり過ぎないこと」をがんばること、この3点のアドバイスが有効だった。

3. 助言者より

ご本人にフィットした支援を提供されたと思う。子どももご家族も前進できなくなったとき、子どもの歩みを進める支援と並行して、家族や地域も一緒に進める視点を持ち、ご家族がスタートラインに着ける支援、ご家族と一緒に「山」を越える支援を提供し、それらが有効に作用した事例である。「山」は1回だけではなく、必ず次の山が来る。今回ご家族は、「そのときにどうしたらよいか」について考える手がかりを得ただろう。

報告3 「みんなで支える～対応が難しい児童への連携した支援について～」

報告者 高橋修氏（神奈川県立子ども自立生活支援センター）



内容

1. 要旨

対象は中学1年生の男子。乳児期に身体的・心理的虐待を受け、1歳6か月のときに公的保護。小学1年生時に児童心理治療施設に、小学4年生時に障害児入所施設に措置変更となる。その後も、福祉的な支援の枠組みでは対応が困難、ご本人も、「安心して暮らしたい」「普通のことがしたい」「失敗しないようになりたい」と望み、服薬を希望するが、保護者の同意が得られず、そのため児童相談所と連携して服薬治療を開始した。しかし、それでも「限度を超えた対応困難」な状況が続き、職員は疲弊、ご本人も「少し、静かなところで休みたい」と訴えた。「施設に戻るため」という目的意識を持ち、家族からは「不同意ではない」という同意を得、ご本人には丁寧に説明して不安を取り除いたうえで、入院治療に踏み切った。支援経過が報告された。

2. 結果

ケースによっては、福祉的な支援の枠組みだけでは限界がある。対応がむずかしいときにほしくなる「救世主」や「魔法の薬」「魔法の言葉」は、都合よくは存在しない。お互いにできることを確認すると、「違う一手」「次の一手」が見つかる。

3. 助言者より

福祉的支援に限界があるとき、一人で、一事業所で抱え込まず、さまざまな機関と連携することが大切である。支援困難と言われるケースは、「育ちが進む」時間が持ちにくく、停滞することがある。特に、育ちの土壌が荒れているケースは、停滞する時間が長く横たわる場合が多い。一方、福祉に携わる人間は、「先が見えない」とモチベーションが湧きにくい。しかし、先が見えなくても十分にあたためることが重要であり、そのために「みんなで支える」ことが大切になる。いいチームだと思う。



報告4 「はばたけ！！～進路を迎えた児童への向き合いの実践～」

報告者 西本智輝氏・竹内淳平氏・青木良太氏（社会福祉法人清和会 三浦しらとり園）

内容

1. 要旨

対象はAさん。3歳から12歳まで児童養護施設に入所、その後、一時的に家庭引き取りになるも、小学6年生時に一時保護、中学1年生時に三浦しらとり園に措置入所となった。入所当初のAさんは尖っており、自信のなさや不安感が顕著だった。「職員を首にさせる」と発言したり、園から飛び出して所在不明になったりしていたが、最終的にはまわりに助けを求めることができる点が大きな強みだった。あれから6年が経ち、移行の年齢を迎えたAさん。支援経過を振り返りながら、地域移行の考え方が報告された。



2. 結果

支援の基本的スタンスは以下の3点。①自己肯定感の低さや愛着障害を踏まえ、受容と傾聴を大切にする。②「無理しなくてもいいんだよ」という精神～失敗や挫折をチャンスととらえて向き合う。③チャレンジ精神～児童期こそトライエンドエラーを繰り返しながら学ぶ、施設内で完結させず外に出る。

地域移行についての考え方は次の2点。①本人が納得すること～勝手にまわりが決めない、自分で考える、「何かあったら自己責任」という厳しい視点もある。②移行先側の本人理解・受容～移行先で本人が充実した生活を送るためには、移行先側の本人理解が大切である。

3. 助言者より

「はばたけ！！」というタイトルは、18歳で大人の社会に加わることをポジティブにとらえた象徴。地域移行は、子どもたちからすると「放り出される」と感じる場合があり、抵抗を示して進まないことがある。しかし、Aさんは「いろいろあったけど、何とかなるんじゃないか」と、希望が持てている。ここに、三浦しらとり園での生活が濃密だったことが表れており、たいへん素晴らしい。



報告5 「こども会の取り組みについて～こどもの声を聴くこと～」

報告者 小江慎二氏・伊藤静香氏（社会福祉法人至泉会 精陽学園）

内容

1. 要旨

精陽学園では、中学3年生以上の有志を対象に「こども会」活動を行っている。「こども会」は、子どもたちが主体的に話し合い、自分たちの生活をよりよくするために、意見や要望をまとめて施設に伝える活動である。現在、50名中6名が参加している。意見や要望をまとめるには、自分の意見を持つこと、人の話を聞けること、自分だけではなく、みんなのためにどうしたらいいかを考えることなど、コミュニケーションを学ぶ機会としても重要な位置づけとなっている。令和5年度は、「職員の誕生日を祝いたい」「寝具が古くなっていて寒い」などの要望が出された。現在は、「子ども用パソコンの使用ルール」「個人で勉強する場所」などの具体的な課題もあれば、「学園を優しく明るくしたい」など、人間関係に関わる課題も話し合われている。



「こども会」は、自分の考えをまとめること、人の意見に耳を傾けること、相手の気持ちに寄り添うこと、みんなの代表として考えることなど、人と人の付き合い方について学べる場に育ってきた。職員側としても、子どもたちの率直な意見を受け止め、一つひとつに対応していくことが大切であり、子どもたちが話し合いの成果を実感できるようにしていかなければならない。高等部卒業後は、それぞれが社会に旅立つ。そのための準備を、日々積み重ねる必要性を強く感じる。

「こども会」の取り組みについて、報告がなされた。

2. 結果

子どもたちは、思いを言葉に置き換えることがうまくできない。また、「そんなこと言ってもいいのかな」と躊躇する。そこに、職員の思い込みや指導的な関わりが加わると、子どもたちの本当の想いを見誤る恐れがある。子どもたちのペースに合わせて、質問を重ねながら、心の奥の想いを引き出すことが大切である。

「みんなのために」「みんな、どう思う？」「みんなで考えよう」。キーワードは「みんな」。職員も含めて「精陽学園」、職員が笑顔なら子どもたちもうれしい。子どもたちが教えてくれた「みんな」である。「みんな」の生活をよりよくすることは必ず、一人ひとりの子どもの大きな喜びにつながる。意見を表明する機会を作ることが大切。子どもたちは、私たちが思っている以上の力を持っている。

3. 助言者より

「職員を含めて精陽学園」、実にハッとさせられる言葉である。文化は、長い積み重ねがあつてこそ作られるものである。子どもたちの意見を聴く取り組みにおいて、聞いたことを聴きっぱなしにしないことのむずかしさが多々ある中で、「子どもたちにどう返していくか」という苦労があつたからこそ、今の成果につながっているのだろう。ときには、「意見が一致しない」「バッティング」ということもあるかもしれないが、これも社会だからこそ。これからの「こども会」の発展に期待したい。



全体の様子・感想

環境を整えることは大人の役割であり、環境が整ったときに子どもは前進する。大人は子どもと一緒に進む。子どもだけが先に進むことはない。みんなで支えながら、大人がよいパフォーマンスをすることにより、子どもは前に進む。これが、「ともに育つ」ことである。

It takes a village to raise a child.

子どもを育てること、子どもが育つこと。これは、社会の、いろいろな人たちの協力があつてこそ、成し得るものであることを、5つの実践報告を通して、ご参加いただいた皆さまの熱意を通して共有することができた。実に濃密な、意義深い3時間となった。

文責：大永 篤（公益財団法人鉄道弘済会 総合福祉センター弘済学園）



第2分科会「当事者目線の支援を目指して」報告

【障害者支援施設部会】

実施日：令和6年12月21日 会場：神奈川県社会福祉センター301研修室

座長 赤司 伸吾氏（神奈川県総合リハビリテーション事業団 七沢学園）
司会 下山 正明氏（相模福祉村 虹の家）
助言 秋岡 正充氏（三篠会 みずさわ）
受付 長谷川 洋之氏（素心会 素心学院）
記録 古瀬 智絵氏（横浜共生会 花みずき）

報告1「着る服がないiiiiii！～すべて破られました…～」

報告者 武本勇史氏・加藤陽向氏（みずさわ）

内容

衣類を破いてしまう方への支援。細かなアセスメントにより破く場所・時間帯・理由を分析、支援を組み立てる。試行錯誤を重ね、同じように衣類を破く方であってもそれぞれ理由が異なることを突き止める。ほつれやタグが気になる、衣類の生地が好みではない、手持ち無沙汰、等。

先回りしてタグを切り取ったり、好む生地の衣類を購入したり、他に集中できる活動を提供するなど破く行為は徐々に減っていく。

また、先の見通しを付けること、分かりやすい声かけをすることで不安を解消し安心できるよう心掛けている。という内容の発表でした。

発表のタイトルがユニークで、『カラフル』という支援チームの名前にふさわしい、カラフルで見やすい資料がとても好評でした。トップバッターで発表者には緊張もあったかと思いますが、支援のヒントを貰いたいと質問も多く出ていました。

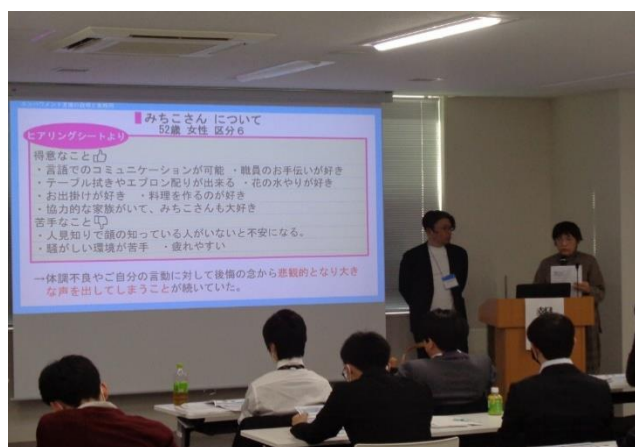


報告2「意思決定支援の実践によりエンパワメントされるご本人と支援者」

報告者 小林智氏・豊田由美子氏（津久井やまゆり園）

内容

津久井やまゆり園で実際に行っている意思決定支援の取り組み。「意思決定支援をするとわがままになるのでは?」という支援者の不安も汲み取り、発信する力が強くなるが折り合いをつけることが大事と説明。逆に、パターンに当てはめる支援を続けることの弊害(利用者が発信しなくなる)も説明。



エンパワメント支援の実践を発表、希望を表に出すことができるようになる利用者と、それを叶える手伝いができることにやりがいを感じる職員の思いにも触れ、利用者理解も深まったとのこと。

施設に居ると地域とのつながりが課題となるが、これを広げる取り組みも発表。施設の支援者のみで意思決定支援を行わず組織を作ることが大切、と提案。という内容の発表でありました。

会場からのエンパワメントとは?という質問には「成功体験を積むこと。称賛すること」と回答しておりました。

前半は「意思決定支援とは」の難しい説明、後半は事例の共有で分かりやすく、興味を持って聞くことができました。最後の質問への回答も、短い言葉の中に積み上げてきたたくさんさんの成功例が見えた気がしました。



報告3「意思決定支援の礎～経験を積み地域へ～」

報告者 河内貴樹氏（七沢学園）

内容

18歳から七沢学園を利用、20歳で退所するまでの支援。入所時のプロフィール・インタビューと実際に接した本人像の違いが分かり、再度インタビューを行う。

成育歴より、愛着障害の可能性も感じられたが入所時には明確には見えてこなかった。

担当職員との関わりの中でこれが出現。今まで置かれてきた環境から、職員がすることと自身ですることの区別ができない(自分が将来どうしたいのかは、職員が考えるという思考)。また理解力と言語能力の低さから周囲とコミュニケーションが取りにくくイライラし、これをコントロールできないため暴言や暴力、飛び出しもみられる。今まで支援者が先回りし整えてくれている環境におかれ、単純な楽しみを得る生活をしてきたことがわかる。また、担当職員との距離の取り方が分からず避けるようになる。

これを受け、会話を避けるコミュニケーション(文通)、服薬の調整を始める。

内服や手紙でのコミュニケーションを始めて数カ月、本人より和解を求める返事が来る。この後、言語によるコミュニケーションも再開。本人が答えやすい形で希望を聞き取り、これに向け訓練を開始(利用開始から1年以上経過)。グループホームや日中活動先での実習を重ねるなかで、自身の願いは支援者に叶えて貰うものではなく、自身で叶えることを学ぶ。

笑顔が増え、今までしなかった事への挑戦もするようになり、退所を迎える。

退所後3年経過する現在もグループホームや就労先は継続、七沢学園OBとのつながりもある。

支援を通し学んだことは、信頼関係の構築、支援者が本人の可能性をあきらめない事、多職種が足並みをそろえること、児童から成人・施設から地域へ移行していく中で丁寧に情報を提供し途切れない支援を行うこと。

七沢学園の生活訓練を受けられる期間は2年という期限がある。環境の変化に慣れることに時間がかかり、そこから将来に目を向けることに1年かかる。という内容の発表でした。

「見事」と言いたくなるような事例でした。限られた時間の中でのアセスメントや粘り強い信頼関係の構築、その後の順調な経過まで報告いただきました。支援者としては力を貰える事例だったと思います。



報告4「自立した、目で見えてわかる日課の組み立て（自分で考え可視化する）」

報告者 木村創氏・磯貝祐輔氏（三浦しらとり園）

内容

生活科7寮は、強度行動障害の方の支援を行う。相模原の事件を受けて、強度行動障害の方への支援の考え方が変わり（課題となる行動の軽減に重点を置く考え方から、一人ひとりに寄り添った支援へ）、これに戸惑うこともあった。

行動障害の原因となりうる刺激をできるだけ排除した上で、人としての生活を送れるよう配慮している。

十分なアセスメントを行い人となりを知り、その上で将来像を想像し支援計画を立てる。ただ、課題となる行動を止めるということではなく、敢えてそこに注目せず、「今すべきこと」へと行動を促す。今すべきことが分かりそこに集中することで、課題となる行動は徐々に減っていく。

目で見えてわかるスケジュールを提示し、1日の流れ・今すること・次にすることを分かりやすく伝える。この支援により、混乱なく次のスケジュールに進むことができる。繰り返していくうちに、自分から要求したり訴えることができるようになり、また次の行動が分かることで待つこともできるようになった。

整理されたスケジュールにより安定して過ごせるようになったのは利用者、のように見えるが、この支援を行うことにより支援する側が教わったこと多くあり、変わったのは支援者側かもしれない、と結ぶ。という内容の発表でした。

強度行動障害者の支援に特化している施設からの事例でした。支援のマニュアルのみではなく、支援者としての想いや迷いも伺え、共感できた方も多かったように思います。



全体の様子

第二分科会は、60名弱の参加者がありました。4事例の発表も実践の報告にふさわしい内容で、日々の支援員の努力が伝わる内容で、質疑も活発に行われておりました。

また、会場からは「どの事例も、入所施設ならではの重い障害(行動障害、愛着障害)のある方の紹介で、支援の苦勞と工夫が多く見て取れ、日ごろの努力に頭が下がる思いでした。入所施設の考え方や役割が変わって来ている、日々大変な思いをしている職員も多いと思いますが、今日の発表を聞いて、また頑張ろうと思えた方が多くいたのではないでし

ようか。忙しい業務の中、準備と発表、ありがとうございました」という言葉をいただき、発表者や参加者の励ましとなりました。



報告 1

発表のタイトルがユニークで、『カラフル』という支援チームの名前にふさわしい、カラフルで見やすい資料がとても好評でした。トップバッターで発表者には緊張もあったかと思いますが、支援のヒントを貰いたいと質問も多く出ていました。

報告 2

前半は「意思決定支援とは」の難しい説明、後半は事例の共有で分かりやすく、興味を持って聞くことができました。最後の質問への回答も、短い言葉の中に積み上げてきたたくさんの成功例が見えた気がしました。

報告 3

「見事」と言いたくなるような事例でした。限られた時間の中でのアセスメントや粘り強い信頼関係の構築、その後の順調な経過まで報告いただきました。支援者としては力を貰える事例だったと思います。

報告 4

強度行動障害者の支援に特化している施設からの事例でした。支援のマニュアルのみではなく、支援者としての想いや迷いも伺え、共感できた方も多かったように思います。

文責：古瀬智絵（花みずき）
長谷川洋之（素心学院）

第3分科会「地域での暮らしを支援するとき、 アフターコロナ禍の今、何を問い、何を考えるのか！」 本人(利用者)の意思を中心に置いた支援とは… 報告 【日中活動支援部会】

実施日：令和6年12月21日（土） 会場：神奈川県社会福祉センター401・402 会議室

座長 森下浩明氏（社会福祉法人みなと舎）
司会 山崎 顕氏（社会福祉法人県央福祉会）
記録 山崎 顕氏（社会福祉法人県央福祉会）

報告1「利用者主体の個別支援計画」

報告者 八木千尋氏（社会福祉法人県央福祉会 パステルファームワーキングセンター）

内容

パステルファームは64名の方が利用される生活介護事業所で、自己表現が苦手な利用者さんへの支援報告を行いました。

普段の決められた仕事を毎日行うのではなく自分で選んでもらえる場面を増やし、他の利用者様や職員に影響されないような工夫を行いました。最初は戸惑っていましたが、視覚的に仕事内容を分かりやすくし提示し、2～3種類の中から選びやすく仕事を用意する事で、自分で選ぶ事が定着してきました。

結果として受容的から能動的に行動出来るようになりました。今後は仕事以外でも、自己選択、自己決定が出来るような取り組みを継続し、自信をもって過ごせるようになるのではと感じました。



報告2「利用者本人が活躍できる環境づくり」

報告者 土屋朋美氏 社会福祉法人藤沢育成会 湘南ゆうき村デイセンター

内容

湘南ゆうき村デイセンターは、身体に障害がある方、知的に障害が利用されている生活介護事業所になり、同じ法人内のアートスペースわかくさとの交流についての支援報告になります。

湘南ゆうき村デイセンターの利用者さんから、ビーズ作りをしたいという希望があり、ビーズ細工や機織りなどの作業をしているアートスペースわかくさと共同してワークショップを開催する事となりました。

利用者さんが主役となり活躍する事を目標に、アートスペースわかくさの利用者さんが、ビーズ細工作り

の先生となり活躍しました。普段係わりがない人・場所・時間を過ごす事が出来て「楽しかった」「わかりやすく教えてくれた」などの声が聞かれ、参加された方は充実した時間を過ごす事が出来ました。

スタッフの共通理念として、利用者さんを中心とした支援という理念があり、ワークショップが実現しました。これからも利用者さんが主役となる取り組みを継続し、利用者さんの活動の幅と喜びを増やして欲しいと感じました。



報告3「自閉症、強度行動障害者の地域移行と支援チームの働きについて」

報告者 井上雄太氏 社会福祉法人すみなす会 ネーブル

内容

生活介護事業所に通われているが、7年間送迎車から降りる事が出来ず、通所先の車内で終日過ごす事になっていた利用者さんへの支援報告になります。今までも車から降りられるようアプローチを試みるがうまく行かず、地域支援マネージャーを中心に、集中支援での取り組みを行う事となりました。アセスメントを行う中で、利用者さんの特性を鑑みて、新しい通所



先とヘルパー付き単身生活を目指す事となりました。重度訪問介護の事業所と住宅の物件探し、受け入れ可能な新規の通所施設探しを並行して行いました。シンボルやスケジュールを使った構造化を行い、利用者さんが混乱しないよう住居と通所施設が共通の支援を行う事が必要でした。

現在は通所施設を1日も休むことなく通え、ネーブルでも住居でも大きな混乱や問題もなく過ごされています。利用者さんの意思決定を軸に、関係機関が連携し生活基盤を整えた事により、利用者さんが安心して地域で暮らせるようになったと考えられます。

グループワーク

森下部会長から第3分科会の趣旨である、コロナ禍前に大切にしてきた「社会参加」「本人中心支援」等の取り組みが、アフターコロナ禍の日中活動支援事業所で、今どうなっているかを問われ、1グループ6名～7名のグループワークを行いました。

アフターコロナ禍や今回の実践報告を受けて、各事業所での取り組み等について有意義な話し合いを行う事が出来ました。

文責：山崎顕（社会福祉法人県央福祉会）



第4分科会「自分らしい働き方を目指す

就労支援の実践」報告

【生産活動・就労支援部会】

実施日：令和6年12月21日 会場：神奈川県社会福祉センター

座長 小清水 翔太 氏（幸会 タキオンルミナス）

司会 永井 岳治 氏（KFJ 多摩はなみずき）

記録 真壁 賢一 氏（一般社団法人 SOWET みんなの広場）

報告1 「生産活動を通じた働く意義や目的の形成～経験から自分の目標を具体化する～」

報告者 森下 梢 氏・鳥海 翔悟 氏（幸会・タキオンルミナス）

内容

1 法人概要

2 生産活動を通じた就労支援

(1) 取組み1 生産活動の在り方

下請け作業を行うことで、安定した収益の確保や、利用者の作業スキルの向上、企業側の障がい者への理解を獲得できる。利用者自身も個々に様々な成長が認められたが、一方で見えてきた問題点も多くあった。そのため、利用者のニーズをいったん洗い出し、それぞれのニーズに応じたアプローチを行うことで働くことが生活の中での楽しみや満足感に繋げることとなった。



(2) 取組み2 利用者の変化

作業を始めた当初は、初めての作業に戸惑いや抵抗感があり、参加できない利用者もいて、これまでの経験で得た自信が大きく揺らいだ。そのため、全ての作業を個人作業ではなく、チーム作業を取り入れ、学校清掃や、プール清掃など地域に密着した作業を行った。結果として、作業を通じて自己理解が促進され、就労へ向けた大きな第一歩を踏み出すことが出来た。作業を積み重ねることで、成功体験による自信の獲得に繋がり、チーム支援を行うことで、利用者だけではなく、支援員も一緒になって、共通のゴールを目指すことで、作業にも多様性を増やすことができた。また、地域密着型の作業を行ったことで、地域の障がい者福祉への理解が深まるとともに、障がい者の社会参画の場が増え、結果として一般就労への視野が広がった。

(3) 取組み3 工賃向上

令和5年度で工賃総支給額は18,128千円となり、工賃が一番多い利用者で、月額支給55,000円超を獲得した利用者がいた。

3 学習とプログラムを通じた就労支援

(1) 生産活動以外の就労につなげた取り組み

ア 利用者が考える将来として以下のことが挙げられた

(ア)【課題】タキオンルミナスで働くことだけがゴールになり、その他の選択肢を持っていない。

(イ)【原因】利用者の経験や知識が不足しているのではないかと→目標がタキオンルミナス（福祉就労）に偏っている。

(ウ)【目的】働く楽しさや、やりがい、事故有用感など、生産活動を通して、スキルアップして得るもの

(2) タキオンルミナスの一般就労と福祉就労を希望する割合

企業就労が全体の10%ほどに対して、福祉就労を希望する利用者は90%となっている。この現状を改革するために、福祉就労以外の可能性を示すことを目的に、「活躍期プログラム」と「就労促進学習」を取り入れた。

(ア) 就労促進学習

① 事業所内の全利用者対象

② 自己理解、仕事選びのポイント、「やってみたいこと」を考える、「将来」のことについて考えることを主としてプログラムを組む。

③ 情報提供→自己理解→目標決定でプログラムを進め、個々の「働き方」、「将来の夢」について想いや考えを整理する。

④ 企業が求める人物像をピックアップし、自身の強みについて知る学習をする。

(イ) 活躍期プログラム

① 企業就労の希望が出ている利用者、年齢が18歳～40歳代の利用者が対象

② 企業へ就職したいという思いに転換させていくことで、次に繋げる支援を確立していく。

③ タキオンルミナス内で職業体験を実施し、清掃の体験と物流の体験を実施。これらの体験により、常に挑戦しながら多くの経験を積むことが可能となった。

④ 活躍期プログラムのテーマ

ア STEP.1「知る」・・・職業ごとに必要な能力、なぜ、訓練するのか、身に付けるとどうなるのか？を知る。

イ STEP.2「経験」・・・職業ごとに必要な能力の訓練、既存作業での新しい挑戦

ウ STEP.3「感じる」・・・実施内容を振り返る、自分にとっての働き方と比較する

エ STEP.4「考える」・・・自分が目指したい働き方を知る、自分が頑張りたい目標を見つける

(ウ) 就労促進学習、活躍期プログラムの成果

- ① 就労に関する意欲の向上
- ② 「自己理解」を深めることが出来た。
- ③ 「将来」について考える力を養うことが出来た。
- ④ タキオンルミナスの作業以外の「仕事」について学ぶことができた。
- ⑤ 「働く意識」が身についた。
- ⑥ 利用者の視野を広げることが出来た。
- ⑦ 「経験」することにより、経験不足を補えた。
- ⑧ 結果として、企業就労を希望する利用者が10%から15%に増加した。

4 現状における課題

(1) 利用者の反応から見えたこと

- (ア) タキオンルミナスが楽しいと思う利用者が多い
- ① 事業所としては喜ばしいことだが、利用者の将来のためにはならない。
 - (イ) まだタキオンルミナス以外での働くことがイメージできていない。
 - (ウ) 逆に「就職」に対して焦りが出てしまう方がいる。

(2) 支援者のミッション

- (ア) 事業所外で「働く楽しさ」や「やりがい」を伝える！
- (イ) 自己理解を通して、一歩踏み出せるきっかけを作る。

5 今後の展望

- (1) 事業所内利用者に対し、企業就労もご本人たちの選択肢としてあることを示していく。
- (2) 「夢」「目標」を持ち、「将来」を見据えてほしい。
 - ① 20代から60代まで40年間1日5~6時間245日を仕事にあてたとすると、約60,000時間。これだけの時間を「ただ働くだけ」に費やしてほしくない。
- (3) 「一人ひとりが人生の主人公」であることを認識し、どのようにしたら人生が華やかになるかを職員として一緒に考えていく。

6 全体まとめ

- (1) 作業を通じた自己理解の促進、成功体験による自己肯定感の向上が見られた。
- (2) 社会との関わりの実感、一般就労への視野の広がりを下請け作業において得ることが出来ている。
- (3) 一方で福祉就労を希望する利用者が圧倒的に多い現状もある。すべて就職することがゴールとは限らないが、ご利用者の可能性を見出せるよう支援を継続していく。
→脱却のための「就労促進学習」「活躍期プログラム」

- (4) 「就労促進学習」にて将来を考え、「活躍期プログラム」にて経験を積むことで新たな選択肢や個々に合った働き方を見つけられる。

報告2 「パンでつながる『地域活性』～楽しめてるか～」

報告者 中村 公紀 氏 (社会福祉法人 進和学園・サンメッセしんわ)

内容

- 1 法人概要 (進和学園)
- 2 サンメッセしんわ 事業概要
 - (1) 事業の種類：就労継続支援 B 型事業所
 - (2) 基本方針
 - ① 働く喜びを大切に「自分で選び、自分で決める」
 - ② 個々の個性、能力に応じた技術の習得、向上を図る
 - (3) 特徴
 - ① 地域と連携した事業展開
 - ② 法人以外の事業所との連携「福福連携」
 - ③ 仕事の依頼は断らない
 - (4) 作業種
 - ① 製パン
 - ② 製菓
 - ③ 工芸
 - ④ クリーニング
 - ⑤ 給食
- 3 製パン事業の立ち上げ
 - (1) 時代背景
 - (2) 措置制度から契約制度への移行
 - (3) 地域作業所の統合
 - (4) 直売
 - ① 定期販売
 - ② イベント販売
 - (5) 卸し売り・・・コロナ禍でも安定して供給することが出来た
 - ① 飲食店
 - ② 給食
- 4 品質管理
 - (1) HACCP
 - (2) トレサビリック
 - (3) 官能チェック
 - (4) 取引先基準の徹底
- 5 商品開発
 - (1) 思いついたら即行動
 - ① 出来るだけ早く、ある材料で行う



- ② まず形にする
- ③ 行動することで次に繋げる
- (2) 常識にとらわれない自由な発想
- (3) 利用者ご本人が中心に製造できるもの
- (4) セルフセンターとの関わり
- (5) プライドを高く (商談・仕入れ)
- 6 福福連携・・・福祉×福祉で繋がっていくということ
 - (1) 「推し」の商品の販売協力
 - (2) 美味しい餃子をみんなへ
 - (3) 美味しいカレーをみなさんへ
 - (4) ニーズに応じたパン作り
 - ①皆さんからのニーズから生まれたオリジナル商品「ハッピー餃子ぱん」
- 7 福福連携から生まれた奇跡
 - (1) 横浜赤レンガ倉庫「パンのフェス」に参加
 - ① 参加表明するも、最初は断られてしまう。
 - ② 実績や知名度、生産力などにより出来ないだろうと思われてしまった。
 - ③ ぱんてな賞とシルバー賞のW受賞を獲得。福祉タイムズにも掲載。
- 8 同好会・余暇活動での福福連携
 - (1) ダンスや音楽など様々な余暇活動を充実していくことで、社会性を学び、モチベーションを高め、作業にも充実感を得ることが出来る。
- 9 工賃配分実績
 - (1) 令和3年度：17,292円 平均年齢：42.9歳
 - (2) 令和4年度：20,856円 平均年齢：44.0歳
 - (3) 令和5年度：25,127円 平均年齢：44.1歳
- 10 今後の課題・展望
 - (1) 平日の職員配置
 - (2) 定員割れ
 - (3) 利用者ご本人の高齢化
 - ① 86歳の利用者が在籍しているが、ご本人が「働きたい」と言えば、なるべくご本人の希望を尊重していく。



報告3 「～工賃向上を目指した施設外就労の取り組み～」

報告者 佐々木 雅子 氏 (すずらんの会・ワークショップ SUN)

内容

1 法人紹介、概要

(1) 開設時からの運営のキーワード

- ① 住み慣れた地域の中での生活
- ② 「働くこと」を通しての地域生活の実現
- ③ 企業や地域の中に障がい者の生活を根付かせていきたい



(2) 法人名の由来

- ① 厳しい環境の中でも花が咲く「すずらん」。いくつもの花が連なって一つの素敵な花になる。皆さんが「すずらん」のようであって欲しいという願いが込められている。

(3) 法人の理念

- ① 地域社会の中で誰もがバリアフリーな暮らしを営むことができるようになること。
- ② 障害児者福祉の一翼を担う私たちは、人の持つ無限の能力を信じ、それが十分に発揮されるような環境作りを目指す。

(4) 実施事業

① 児童～学齢期

- ア. こどもへの発達支援（療育） 2事業所
- イ. 相談支援 2事業所
- ウ. 生活の支援② 1事業所

② 成人～高齢期

- ア. 日中活動の支援 9事業所
- イ. 相談支援 2事業所（児童～学齢期と同じ）
- ウ. 生活の支援② 1事業所（児童～学齢期と同じ）
- エ. 生活の支援① 10か所

(5) 活動時間

- ① 月曜日～金曜日 9時～16時 実働6時間
- ② 土曜日は法人全体で行っている余暇などのサークル活動に参加
 - ア. ボウリング
 - イ. 書道
- ③ 今年度、年に3回
 - ア. 土曜日、作業訓練等の時間を設けている

(6) 日中活動内容

- ① 衛生用品・・・検査・梱包作業
- ② 工業製品・・・検査・梱包

- ③ 音響製品・・・塗装
- ④ 樹脂・・・軽量・包装
- ⑤ 官公需・・・共同受注からの受託作業、(県企業庁) 水道メーターの解体

2 工賃、支払い状況・平均値

利用者工賃規定により、時給にて支払い／割増賃金・振替休日
月末締め10日払い：年2回賞与支給

(1) 時給

- ア. 施設内 時給 320 円
- イ. 施設外A社 時給 380 円
- ウ. 施設外B社 時給 360 円

(2) 工賃平均 12年

- ア. ワークショップ・SUN 51,026 円
- イ. ワークショップ・SUN 横山 50,050 円



3 施設外就労の状況

施設外作業先2カ所（製造業）

(1) A社

- ア. 工業用テープの検査・包装・梱包・・・4名
- イ. 衛生用品の検査・梱包作業（2023.4～）・・・5名
- ウ. 一般消費者向け衛生用品包装（2024.9～）・・・9名

(2) B社

- ア. 接着剤、自動車部品の検査・包装・梱包・・・4名

法人全体では8カ所の施設外就労を実施

4 高い工賃支給を目指して取り組んできたこと

(1) 目的意識を共有する（職員間でしっかりと足並みをそろえる）

- ア. 職員間のコンセンサスを得る
- イ. なぜ高い工賃支給を目指すのか
- ウ. いくらの支給額を目指すのか
- エ. B型事業所の役割は何か
- オ. B型事業所に求められていることは何か
- カ. 事業所として求められている事は何か

(2) 成果がわかる工夫をする。（達成感・やりがいや満足度を得る。）

- ア. 展示物の工夫をした。
- イ. 前年度の平均工賃と今年度の目標工賃を掲げた
- ウ. B型事業所のランキングを掲出した。

(3) 品質管理の徹底（信頼と継続）

- ア. これをなくして工賃向上はない

- イ. 信頼の積み重ね
- ウ. 継続可能な作業確保＝安定した工賃の支給
- エ. 納期とクォリティは福祉を言い訳にしない

5 品質管理の具体的な取り組み

- (1) 正確さ・・・準備の段階から（員数管理など）。製造製品の指示書に従った準備。
間違いに気付ける仕組み作り。
- (2) 環境整備・・・品質に直結
- (3) 構造化・・・わかりやすい。効率化に繋がる。

6 作業の組み立ての具体的な取り組み

- (1) 工程を分解・・・細分化
- (2) 作業の切り出し・・・支援の視点を持って（職員の腕の見せ所）
- (3) 動線と配置・・・無駄な動きを削減

7 治具を活用した具体的な取り組み

- (1) 治具を考えるときの視点
 - ア. 関われる人が増える
 - イ. 分かりやすい物
 - ウ. 間違いがない・楽になる（身体への負担軽減）
 - エ. 効率化が図れる（納期を厳守する）
 - オ. やってみたい！楽しそう！出来た！→これらの成果が得ること出来れば良い

8 企業との連携（変化への対応）

- (1) コロナ禍での作業の減少
 - ア. 衛生用品の作業大幅減
 - … 単発の作業を請け負う。今、現在ある仕事を全体で行う。法人全体、地域事業所と連携する。（新規請負、現在の仕事から拡大）
 - イ. 資材入庫に影響大・・・作業を細分化して対応した。
- (2) 企業や社会からの影響
 - ア. 社会情勢の影響
 - … 船便、航空便の停止により物流が止まる。原材料や資材等が供給制限された。これらのどれか一つでも止まると、作業が出来なくなってしまう。
 - イ. 施設外の拡大と縮小
 - … 外資系の企業であれば、特に海外経営のトップダウンの一声で大きな影響が出てしまう。

9 施設外就労の動き（拡大、縮小）

- (1) 2024年4月～5月にかけて、企業トップの考え方の違いにより撤退、縮小依頼。
- (2) 2024年9月、内製化強化により、施設内の作業量が前年より減少。
- (3) 物流、在庫管理方法の変更により対応した。

- (4) 作業量による人数の増減
 - (5) 配送体制の構築
 - (6) 品質管理スキルの向上
- 1 0 変化に対応していくために
- (1) 作業の維持、拡大の機会を得るために行ったこと
 - ア. 品質管理の徹底
 - イ. 企業の方とのコミュニケーション、管理者の訪問など、まずは自分たちの法人や障がい福祉を知っていただくことから始める。
 - ウ. 企業が大変な時は、一緒に乗り切ることによって信頼を獲得してきた。
 - エ. 日々の取り組みの姿勢を見ていただくことで信頼を獲得。
 - オ. 企業の方と対等な間柄を持つように知識や経験を積み重ねた。双方にメリットがある。
- 1 1 企業との連携、施設外就労のメリット
- (1) 顧客満足度を考えてみると、双方にメリットがある事で長期的な取り組みとなる。
 - (2) 適正価格での受注（人材育成）
- 1 2 制度の活用
- (1) 在宅就業障がい者支援制度の活用→企業にメリットがある
 - (2) 制度の活用により取り組みの拡大につなげていく
- 1 3 B型事業所が取り組んでいくべきこと
- (1) 障がいの有無に関わらず、「大人になったら働くのが当たり前」を実現していく
 - (2) 生きがい＝仕事を通して役割を担うという意識を支援員が支えていく
 - (3) 工賃向上に向けて「チームで成果を出す」を軸にする
 - (4) 一人一人が自信や達成感を得られることを提供できる事業所を目指す。



全体の様子、感想等

社会全体が多様性を認め合う社会を目指す中で、「一人一人の存在意義」を社会に示していくためにも、この障がい者福祉事業の就労継続支援事業は非常に重要であるということに改めて強く感じました。障がい者もしっかりと、社会の一員として社会参画していく。それには、各事業所が彼らを人生の主人公にし、しっかりとその物語を綴っていかなければなりません。各事業所の様々な工夫やアイデアが、彼らにスポットライトを当て、社会参画の大きな第一歩になっていると思いました。

ユニバーサルな社会を実現していくためにも、また、神奈川県が推奨する「ともに生きる社会」を実現していくためにも、各事業所がしっかりとスクラムを組み、定期的な情報交換をし、高めあっていくことで、障がい者の明るい未来に一石を投じると思います。

文責：真壁 賢一（一般社団法人 SOWET みんなの広場）

第5分科会「私が希望する暮らしがしたい」報告

【地域支援部会】

実施日：令和6年12月21日 会場：神奈川県社会福祉センター303研修室

座長・司会：高桑 厚史 氏（偕恵いわまワークス）

助言：平田 智徳 氏（プレアデスホーム）

受付：横山 和徳 氏（慈仁舎）

記録：中島 博幸（みのり会）



報告1 「地域生活支援における支援者有志による協議会設立と共同」

報告者 飯干順正氏（一般社団法人ウェルフェアラボ・かわさき理事長）

内容

- 1 一般社団法人ウェルフェアラボ・かわさきの主となる事業は「川崎市指定特定計画相談支援事業所 カレチ」「自費ホームヘルプ事業」

- 2 相談支援に携わり思ったこと

もしかして「インフォーマルな支援」が地域生活の要になるのでは？

相談支援でつながった人たちと楽しいことをやっっていこう！

まず、自社でやれることは何か？①とりあえず中古のリフト付き送迎車を買う。②自費ヘルパー事業で給付外のフォローをする。③畑を見つける。④餅をつく。カレーを作る。電車を修理する。

- 3 私設協議会開設

主な私設協議会参加メンバー「市内の指定特定計画相談支援事業所」「生活介護事業所」「日中一時預かり」「居宅支援事業所」

私設協議会参加メンバーである「エリーズカフェ」小林氏を紹介

- ・日中一時支援の事業をカフェの中でやっている。
- ・第三木曜日限定だが「こども食堂」もやっていて、防災キャンプを実施したり、昔（数十年前に）川崎で走っていた電車を展示してある千葉県まで見に行き、現地の方たちと交流したりする等の活動をしている。地域の方から野菜や果物を提供していただくこともあるとのこと。

他の参加メンバー（シェアハウス、精神科訪問看護、弁護士事務所等々）



【私設協議会の活動内容案】

- ①年4回の定例会の実施②各事業所の困難ケース検討③制度等ルール確認共有
- ④虐待・身体拘束研修（年1回、新しい基準で）

【今後の展開～まとめとして】

- ・多様化する様々な支援ニーズを協議会で相談する。
- ・協議会メンバーの持つ「力（社会資源）」を共有（見える化）し、相談支援専門員の「孤立」を防ぐ。
- ・多職種との連携から生まれる「発想」を大切にしたい。

報告2「私が希望する暮らしに向けて、ただいま進行中！」

報告者 河内一茂氏（社会福祉法人慈母会 慈仁舎グループホーム）

内容

1 社会福祉法人慈母会について

（平成6年12月 法人認可）

- ・平成7年7月 神奈川県初の男女複合型知的障害者福祉ホーム「慈仁舎」設立
- ・平成9年4月 地域活動センター「リッチフィールド」を開所しパンを製造
- ・平成16年12月 精神障害者グループホーム「こころ」開所
- ・平成17年～相模原市内に11か所のホームを設立 定員59人
- ・平成26年11月 相談支援事業所設立

2 Mさん（ご本人）の紹介

- ・平成元年生まれ 36歳男性 統合失調症 精神手帳3級 地元の小・中・高を卒業
- ・高校卒業後に県内のクリーニング店に就職。社員寮に入る。1年後に不眠と幻聴を発症し入院。1年で退院し実家に戻る。2年後自動車運転中に再び幻聴が聴こえ2ヶ月入院。退院後現在の相模原市に転居し市内のパチンコ店で働き始める。その後居酒屋に転職。翌月には生活保護費の受給を開始する。2年後、今度は妄想が出現。リストカット、万引き、無銭飲食を繰り返し精神科に3年間入院した後、現在のグループホームに入居となる。
- ・人柄 真面目。多くを語らず冷静沈着なイメージ。
- ・好きなこと ゲーム・野球観戦
- ・困りごと 貯金が少なく、今後の為にお金を貯めたい。



3 5か年計画の始まり

・平成30年、精神科退院後の生活の場として単身生活ではなく、グループホームに一旦入ることが望ましいのではという本人を含めた関係者間での協議があり、生活保護課を通じてグループホームへの入居が決まる。日中は就労継続支援B型事業所に通い、毎日規則正しい生活を送ることで生活基盤の見直しを行った。ご本人とは半年間は今の生活に慣れることを目標としたが目標通り慣れたため、今後の見通しを5か年計画として設定した。(以下、①～⑧を出来れば5年以内に達成したい)

- ① 無駄遣いしないで正しい金銭の使用をする。
- ② 就職活動をする。
- ③ 就職をする。
- ④ 安定した収入を得て貯金をする。
- ⑤ 生活保護から外れる。
- ⑥ 自分で金銭管理をする。
- ⑦ 独り暮らしをするための物件を探す。
- ⑧ 独り暮らしが決まりホームを退居して独りで生活を送っていく。

4 年度別の主な計画の内容と取組結果

・平成30年～ホームのルールを覚え規則正しい生活を送る。日中活動に週5通う。
・令和元年～限られた範囲の中で上手に金銭が使えるようになる。
・令和2年～職業訓練校に通う2年間の間に収入がないことから断念した。
・令和3年～ハローワークに通い仕事を探す。新型コロナの感染拡大で計画は中断。
・令和4年～感染状況を見ながら就職活動を再開。就継Bで職員補助を担う。
・令和5年～新型コロナが5類扱いとなり制限も緩和されたことから、就労に向けて本格的に行動するようになり、特別養護老人ホームの介護補助の募集に申し込み、面接・実習を行う。9月に正式採用となり福祉枠ではあるが就労し、就継Bは退所。生活保護も外れる。

5 目標達成！あと1つに迫った難関へ

・「独り暮らし」について様々な難関が待ち受けている。貯金を貯めて、本人が希望する物件を見つけることはできても実際に「借りることができるか?!」障害のある方(特に精神障害の方)への偏見は根深い。目標達成に向けてがんばれ！Mさん！



報告3 「本人が望む暮らしを共に考える」(グループホームにおける看取り支援)

報告者 只埜美奈子氏 (社会福祉法人 浄泉会
やまばとグループホーム)

小川 勝保氏 (社会福祉法人 浄泉会
やまばとグループホーム)



内容

1 報告の概要

- ・ Aさんの食欲が落ち、飲食時に痛みがある様子が見られると思ったら、舌癌ステージ4で余命宣告を受けた。
- ・ 本人の特性、思いを考慮し今後の生活をどう考えて支援をしていったか。

2 Aさんの紹介

- ・ 51歳、男性、支援区分5、療育手帳A2、
- ・ 平成3年にやまばと学園入所。平成27年やまばとハウス(グループホーム)開設時に入居。日中は通所センターに通所。自閉傾向で身辺自立は概ね可。几帳面でコーヒーが大好き。

3 舌癌発見までの経緯(Aさんの様子と職員の対応)

- ・ 令和3年12月末→食事摂取に時間がかかるように→どうしたのか?様子観察
- ・ 令和4年2月前 硬めのおかずやご飯を残す 口をあまり開けず歯磨きを嫌がる
→おかずは刻み、主食はお粥に、歯科受診特変なし、ゼリー等補助食品提供
- ・ 令和4年2月中 顎左下にしこり確認→耳鼻科受診リンパ腺の腫れ 経過観察
- ・ 令和4年3月前 腫れがさらに大きくなる→再受診し悪性のものと判明

4 医師からの宣告

【診断】舌癌ステージ4

【治療方針】

- ① 手術→食べられない、治らない、話せない
- ② 手術+抗がん剤→入院1ヶ月+放射線、抗がん剤治療3か月、状況により喉の切開、胃瘻
- ③ 結果→施術が複雑で本人の負担も大きいため、手術はせず緩和ケアの方針に

【余命】半年から1年

5 終末期にかけての支援(方向性)

【本人の思い】

- ・ 生活の変化は嫌だ ・ 今の生活を続けたい ・ 病院は嫌い

【対応】

- ① 訪問診療、訪問看護
- ② 最終的には病院(ホスピス)に申し込む
- ③ Aさんの気持ちを優先に考えた支援を



- 6 ケア会議にてAさんの思い、様子を確認
- ・痛い事や病院は嫌、普段と違う事も嫌
 - ・知らないところへは行きたくない
 - ・食べ物は好きなものだけ、好きでないものは絶対食べたくない
 - ・お風呂は入りたい
 - ・お粥と味噌汁は摂取することができた⇒徐々に摂取量が減り、4月下旬には栄養補助のエンシュアやムースも摂取しなくなった
 - ・同時期に痛みからか断続的睡眠となる
- 7 支援目標の効果を評価
- ・食事は好きな時に食べたいものを…
- 24時間見守りを継続し希望時に提供できた
- ・写真カードでコミュニケーションをとり希望を確認する
- カロリーメイトゼリー、コーヒー等の写真カードを作成し確認することができた
- ・体調を考慮しながらなるべく入浴できるようにする
- 体力、筋力低下に伴い介護浴槽に切り替えられた
- ・普段通りの生活を継続
- 訪問診療、看護と連携し、薬の量を調整して極端な痛みの訴え、混乱はなく、Aさんの生活リズムを保てた
- ・状態次第で病院の緩和ケア入院準備を進める
- Aさんが安心して過ごせるように計画して緩和ケア病棟につながった
- 8 まとめ（効果と評価）
- ・Aさんの希望であるグループホームで過したい思いをほぼ叶えてあげられた
 - ・ホームで支えられたのはAさんが最期まで自力で動いていたことが大きい
 - ・支援者がAさんの意思を尊重しながら支援を最後まで行えた
 - ・支援者はみな一丸となり結束して支援でき、自分たちのスキルアップや自信にも繋がった
 - ・Aさんが残してくれたものは思い出と大きな経験に
 - ・自分らしさを貫いたAさんの人生のサポートができたことに感謝し今後の障害者福祉支援に役立てたい



全体の様子・感想

地域支援関係第5分科会は「私が希望する暮らしがしたい」をテーマに、3事業所からの報告がありました。参加者は全体で20数名ほどの非常にコンパクトな分科会となりましたので、発表時間や質疑応答の時間も比較的ゆったりと確保することができたと思います。最初の報告は、既存の福祉の枠にとらわれず「私設協議会」を開設し、地域の中の様々な個人や団体と連携して多様な活動を展開していくといった内容で今後要注目かと思います。次は、精神障害の方の地域での一人暮らし実現に向けて支援を進めているとの報告でした。未だに根強い偏見等乗り越え、是非実現していただきたいと思います。

3番目は、グループホームにおける看取り支援の取り組みについての報告でした。舌癌ステージ4と診断され余命宣告を受けたAさんの意思を尊重しながら、職員が結束して支援にあたる様子が報告され大いに感銘を受けました。訪問診療や訪問看護等と連携して可能な限り普段通りの生活を継続する支援の在り方に、グループホームの今後の支援の方向性と更なる可能性について考えさせられた次第です。

文責 中島博幸（社会福祉法人みのり会 グループホーム宮前こぼとの家）



第6分科会「相談支援により孤立を防ぐ取組

～能登被災地支援より～」報告

【相談支援部会】

実施日：令和6年12月21日（土） 会場：神奈川県社会福祉センター第602号会議室

司会：添田好男氏（相談支援事業所リノ）

助言：濱走弘之氏（恵和）

記録：牧田奈保子氏（川崎くりの丘）、栗原優子氏（紅梅学園）、林雅之氏（鎌倉清和園）

報告1「被災地支援を行った職員の実践報告」

報告者 ①市川歩氏（サンシティひらつか）

②佐藤陽子氏（障害者就業・

生活支援センターぼむ）

③伏見康一氏（地域活動支援センター結夢）



内容①

1 被災地支援での感想

市川氏

- ・「輪島カブーレ」について

平時より町の人とのかかわりがあり、利用されている施設。

何かあればカブーレに相談すればよいと思われており、地域に溶け込んでいる。

平時にできないことは非常時にはできないと思う。

改めて平時にできることは何かを考えるきっかけになった。

佐藤氏

- ・「輪島カブーレ」について

平時より地域住民がお風呂を利用していた。

それそのものが安否確認にもなっていた。

高齢者はフィットネスに通い、子供たちは駄菓子を買いに来ていた。

障害のある方の施設だが、地域の方も利用しており、いろいろな人が来ていた。

仏子園に避難することが日常であることからからも地域に根差した施設になっている。

（助言者：濱走弘之氏より）

仏子園の取り組みを紹介、日本海倶楽部（入所施設）

被災により職員がいなくなりましたが、全国から支援者があつまった。どうやってボランティアを受け入れて行くかなど参考になった。

- ・24時間風呂の提供
- ・離農した畑を施設が引き取り地域の活性化につなげた

伏見康一氏

実際行ったこと

戸別訪問（二人一組で聞き取り、記録）

お話を聞かせていただく時間は数分で玄関先が通常だが、なかには「上がってって」と言われお話ししていただく方もいる。じっくり傾聴するスタイルを取っている。

*初訪問で主に世帯構成を確認。

高齢、単独、要介護(認定などではなく)を記録として残し二回目、三回目と定期的に様子を伺いに訪問する。

「特にはないわよ」「困りごとね、ありすぎて(笑)」「狭い、とにかく狭い」

「2年後に出なくちゃいけないんだけど、建て替えどころか解体も進まないし…」

「半壊じゃ費用が出ない、全壊診断にして欲しい」「何にもすることがない」

「買い物がしたいわ」「みんなヘリコプターで避難したよ」

2 今回の経験を通じて芽生えたもの、意識や考え方の変化等あれば・・・

市川氏

自分自身は災害対策ができていない。

いろいろな支援団体が入っているが、情報の共有ができるのもっといいと思った。

佐藤氏

自分の住んでいる地域の防災組織を考えた。

顔の見える関係が少ないと思った。

水の貯えの必要性を特に感じた。

(助言者：濱走弘之氏より)

移動時のトイレについて、あらかじめ利用できるコンビニなどをチェックしていった。

今後神奈川県でも同レベルの地震が起きることを考えていかなければならない。

3 最後に一言

市川氏

現地に2回伺った。メンバーとして参加でき良かった。

神奈川県からの支援(派遣)の力が届いていると思う。

佐藤氏

Linework's と事務局でつながり連絡が取りあえて安心感があつた。



今後同じような震災が神奈川県でも起こることを考えていかなければならないと強く感じた。

(助言者：濱走弘之氏より)

能登半島震災での派遣は81名。この実績は神奈川県連合会の強み。

毎週、派遣前に事前説明会を行い、膨大な時間と手間をかけたが、振り返ると無駄ではなかったと思う。やってよかったという実感。

準備と情報の共有を行うことは派遣に行った人たちが気持ちよく参加できるので必要。
施設から気持ちよく送り出してくれたことに感謝。



内容②

シンポジウム&グループワーク

進行：伏見康一氏（地域活動支援センタ結夢）

市川歩氏（サンシティひらつか）

佐藤陽子氏（障害者就業・生活支援センターぼむ）

実際の被災地支援で目の当たりにして感じたこと、考えたこと等を中心に話を伺い、これから我々が考えていかなければならないことなどの話。

輪島カブーレの日々行っていた地域に対する取り組みは、非常時になったときに行かされる。こういう施設作りができるといい。

B C P計画を立てているが実際はどうか？

自分たちの施設、地域で今同じような震災が起きて対応できるのか、不安を感じる。今日の話をもう一度職場で共有し真剣に考えていかないと、明日は我が身と感じたと皆さんから話を伺った。

内容③

(助言者：濱走弘之氏より)

今回の報告、シンポジウム、グループワークで話したこと等を各職場に持ち帰り、明日に来るかもしれない災害をわが身と考え、実践してほしい。特に避難訓練・B C P計画・その他準備は必ず必要である。

まだまだ被災地支援が必要な状況は続くが、私たちはこの震災を忘れずに明日から取り組みをすることが大切である。

最後に助言者の濱走氏が話されていた、明日来るかもしれない災害をわが身と考え今日の話を職場にそれぞれ持ち帰り、職場で考えるきっかけになってほしいと強く感じました。

文責：社会福祉法人ル・プリ添田好男

第7分科会『寄り添うということ』報告

【支援スタッフ部会】

実施日：令和6年12月21日 会場：神奈川県社会福祉センター302 研修室

座長：鶴岡 秀樹（津久井やまゆり園）

司会：能條 尚樹（七沢学園） 塚越 健史（つつじ工房）

助言：武居 光（地域相談支援センターさらん）

記録：岩本 洋輔（のぼら園） 相原 佐登美（ライフ湘南）

報告1 「ダウン症の高齢化に伴う変化について ～その人らしい暮らしをするために～」

報告者 紅梅学園 平林 奈央子 中里 美保 中山 千代美

内容

ダウン症の高齢化に伴う変化について5事例の報告でした。

高齢になるに従い状態に変化がみられ、新たな支援に取り組む紹介をして頂きました。

高齢化が進み、ダウン症の全ての方が同じように進むとは限らないが、認知症状が出始めたら坂道を転がるように進んでいく方と年単位で進んでいく方がいるとの報告がありました。

個人差はあるが、その変化の気づきに繋がってきた事は多くあり、また共通している部分も多く、次の展開に予測もつけられるようになり、情報を共有し変化をいち早く把握することで心構えを持って支援を行い、この先に必ずあるダウン症高齢利用者支援に活かしていく報告でした。



報告2 「ご利用者の心の声を伝える」

報告者 社会福祉法人ラファエル会 山崎薫風 志賀 昭典 佐々木 美智子

内容

40歳代後半 知的障害、場面緘黙 区分5

ご本人からの発信は筆談、表情から支援者が汲み取る形であるため、意思疎通の正確性等、判断が難しい方の事例報告でした。

以前、携帯電話を使用したい意向はあったものの、インターネットの詐欺や通信料金や課金等の心配、また、ご本人には操作が難しく、適切に利用することが困難だった経緯がありました。

その後、機能が制限されている携帯電話を購入し、父との通話だけは人前を気にせずに話すことができるようになりました。また父とのメールを介して、他者とのコミュニケーションの幅が広がり、ご本人も自信を持てるようになりました。

ひとつのアイテムを使用できるようになったことで、ご本人の世界が広がった報告でした。



報告3 「Aさんの意思決定支援の取り組み～チーム会議を重ねて、参加の拡大～」

報告者 七沢学園 支援課 坂井 健二

内容

Aさんは支援学校を卒業後在宅で地域の通所事業所を利用していたが行かなくなってしまった。同じ頃から家族の行動への干渉が著しくなり、入院を経て七沢学園へ入所した方です。

意思決定支援チーム会議は支援上の課題を解決するための会議ではなく、ご本人の人となりを知ること、活動と体験の拡大をテーマに、3か月ごとに開催しています。

面会や外出で家族と交流が持てる生活の実現が当面の目標の一つということです。入院から七沢学園に入所された時は緊急避難的な形であったため、今後グループホーム等を目指す場合は、ご本人の意向を尊重できるよう支援を進め、生活の充実については、ご本人の意向を汲み取れるよう意識しながら継続して取り組んでいくという報告でした。



文責：岩本 洋輔（のぼら園） 相原 佐登美（ライフ湘南）

第39回 神奈川県障害福祉職員実践報告会 実行委員会

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 坂本 耕一（くるみ学園児童） | 岩本 洋輔（のぼら園） |
| 大永 篤（弘済学園） | 能條 尚樹（七沢学園） |
| 上瀧 美帆（川崎市中央療育センター入所） | 塚越 健史（つづじ工房） |
| 山田 努（相模はやぶさ学園） | 鶴岡 秀樹（津久井やまゆり園） |
| 古瀬 智絵（花みずき） | 渡部 真理（鎌倉薫風） |
| 長谷川 洋之（素心学院） | 相原 佐登美（ライフ湘南） |
| 秋岡 正充（みずさわ） | 酒井 佳祐（進和万田ホーム） |
| 下山 正明（虹の家） | 白井 周一郎（SELP ビナ） |
| 小川 貴由（金沢地域活動ホームりんごの森） | 老沼 絢子（紅梅学園） |
| 森下 浩明（ゆう） | 川西 貴久（プレアデス） |
| 神田 靖章（川崎市南部身体障害者福祉会館作業室飛行船） | |
| 山崎 颯（パステルファームワーキングセンター） | |
| 小清水 翔太（タキオンルミナス） | * 実行委員長 |
| 福岡 新司（みんなの広場） | 根橋 達治（希望） |
| 小川 卓（わーくす大師） | * 副実行委員長 |
| 佐々木 雅子（ワークショップ・SUN） | 国貞 敦士（こぶし園） |
| 高桑 厚史（偕恵いわまワークスグループホーム） | 長沢 伸孝（松が丘園） |
| 平田 智徳（プレアデスホーム） | 小谷 誠（フロムワン福祉園） |
| 中島 博幸（グループホーム宮前こぼとの家） | |
| 河内 一茂（慈仁舎） | 近藤 誠（県央福祉会） |
| 添田 好男（相談支援事業所リノ） | 出繩 守英（進和学園） |
| 河原 雄一（地域活動支援センター結夢） | |
| 西村 三郎（やまびこ工房） | 大関 晃一（神奈川県社会福祉協議会） |
| | 鎌田 彩友玲（神奈川県社会福祉協議会） |
| | 富樫 弘和（神奈川県社会福祉協議会） |
| | 三河 由佳（県知的障害施設団体連合会） |

第39回 神奈川県障害福祉職員実践報告会 報告集

【発行日】 令和7年3月吉日

【発行】 神奈川県知的障害施設団体連合会

会長 出繩 守英
